ファイナイト事件・東京高判平成 22 年 5 月 27 日判時 2115 号 35 頁

立教大学法学部 浅妻章如

[事実]

損害保険業を営む日本法人であるX社(東京海上日動火災保険株式会社・原告・被控訴人)は、100%出資のアイルランド子会社(B社)並びに本件再保険会社四社(名は墨塗り。弘中解説 「を参照し、C社・D社・E社・F社とする)との間で、Xを出再者、B及びC・D・E・Fを受再者とし、Xが引き受けた日本国内における地震、津波、火山性噴火に係る危険等による損害を再保険の対象とし、年間保険料をB及びC・D・E・Fに支払う掛捨て型保険契約(以下「本件ELC再保険契約」²という)を締結した。XとBとの間には、本件ELC再保険契約の準拠法を日本法とする指定がある。

B社は、C社・G社(名は墨塗り。弘中・註1を参照した)との間で、Bを出再者とし、C・Gを受再者とし、Bが受再者となった本件ELC再保険契約等を再保険の対象とし、ファイナイト(Finite)型の再保険契約(以下「本件ファイナイト再保険契約」という)を締結した。本件ファイナイト再保険契約の準拠法をイングランド法(英国法)とする指定がある。

簡略化すると【X…本件ELC再保険契約…B…本件ファイナイト再保険契約…C・G】という関係となる。

Xは、平成10年3月期から平成13年3月期までの各4事業年度の法人税の申告において、本件ELC再保険契約に基づく再保険料として支払った額を、損金算入した。

処分行政庁(麹町税務署長)は、平成15年5月27日付けで、Xに対し、各事業年度の法人税の更正をし、合わせて(全事業年度についてではないが)重加算税賦課決定及び過少申告加算税賦課決定をした。その根拠は、本件ファイナイト再保険契約のEAB³繰入額に相当する部分の金額は預け金であるから損金の額に算入することはできず、また、同預け金の運用収益に相当する本件ファイナイト再保険契約のEAB加算額に相当する額(以下「EAB加算額相当額」という)は、Xの益金の額に計上されるべき、というものである。別の根拠である航空プール保険に関する運用収益の計上漏れについては、その一部が除斥期間との関係で問題となっているだけであるので、本評釈で扱わない。

本件ファイナイト再保険契約における成績勘定残高(EAB)が本件の実体面の肝であるところ、墨塗りのため 詳細は不明⁴であるが、判決文中で次のように認定されている。「XとBとの間の本件ELC再保険契約は、企業向 け地震保険を引き受けるに当たり、X単体でリスク引受けができる部分以外の保険リスクを、再保険等によって移 転するための方法の一つとして選択されたものである。そして、本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保 険契約が対象とする上記の損害額≪略≫から≪略≫までの部分は、かなり大規模な地震による損害を填補す るものではある。しかしながら、大規模な地震は、≪略≫程度の複数年度であれば、ある程度の発生確率を予 測できることから、割高になっても適切な保険料を定めることによって損害額≪略≫以下の部分に次いで収益 が期待できる部分であるので、X単体ではリスクを引き受けられないことから再保険に出再するものの、できるだ け収益を確保するために受再者をXグループとして保険料をXグループ内に留保する。他方で、保険事故が発 牛した場合にも、受再者のXグループが、巨額の保険金支払費用の計上によって収支を著しく悪化させることを 避けるため、そのXグループが、企業会計ないし税務上、保険として認められている国において更にファイナイト 型の再保険契約を締結することで、保険事故が発生した場合の同再保険契約の受再者からの保険金支払によ ってXグループの収支の悪化を防ぐ。と同時に、できる限りXグループから外部へ再保険料が流出しないように することを企図して、Xが、ファイナイト型の再保険契約が保険として認められているアイルランドにおいて設立し たXの 100%子会社であるBとの間で本件ELC再保険契約を締結し、更にBが≪略≫との間で本件ファイナイト 再保険契約を締結する。これらは、損害保険会社であるXが、保険事故が生じた場合にグループ会社を含めて 単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、収益を最大限に確保することを目的として、しかも税金の負担軽 減をも考慮して採用したスキームである。」5

本件の主たる争点は、本件ELC再保険料(X-B間)のうち、本件ファイナイト再保険料(B-CG間)のEAB繰入額相当部分の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金該当性である。重加算税賦課決定の適否、過少申告加算税賦課決定の適否について、本評釈では触れない。

¹ 弘中聡浩「ファイナイト再保険租税訴訟の解説——国際的な再保険取引に関する課税処分を争って勝訴した事例」租税研究 2011 年 3 月 249 頁以下、251 頁。

² ELC再保険(超過損害額再保険特約、Excess of Loss Cover)について、弘中・註 1、252 頁。

³ EAB(Experience Account Balance)。野一色直人·判研·税法学 565 号 221 頁以下、230 頁。

⁴ 弘中・註 1、252-253 頁に譲らざるをえない。

⁵ 保険というと大数の法則を利用したリスク移転を一般に思い浮かべるところ、本件で扱われている「時間リスク」 の移転について、渡辺裕泰『ファイナンス課税』204 頁以下(有斐閣、2006)参照。

原審東京地判平成20年11月27日判時2037号22頁は、再保険料の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金非該当性を認め、大筋でXの主張を認容した。Y(国・被告・控訴人)が控訴した。

Yは、第一に、本件ファイナイト再保険料のEAB繰入額相当部分(事後調整部分)が「預け金」「ファンド」であり、「法定の異常危険準備金以外にXの判断によって自由に積み立て、自由に取り崩すことができる第二の異常危険準備金を創設」するものであること、第二に、Xらの仕組みは「相互に密接に関連した不可分一体のもの」であり、Bは「Xがファイナイト再保険契約を直接に締結せずにメリットを享受するための『受け皿』あるいは『導管』にほかなら」ず、「ダミーカンパニー(キャプティブ保険子会社)であり、また、親会社の一セクションである」・等と主張した。

[判旨] 控訴棄却(確定)。

「(5) 租税回避行為の否認と準拠法について

租税法は、経済活動(経済現象)を課税の対象としているところ、経済活動は、第一次的には私法によって規律されているものであるから、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためにも、課税は、私法上の法律関係に即して行われるべきである。すなわち、法人税の課税物件である所得が国際取引(契約)によって生み出される場合でも、その課税は、それが私法上の法律関係としてどのような内容で成立し、いかなる効力を生じているかに即して行われるべきである。すると、準拠法の問題が生じる。そして、本件では、本件ELC再保険契約の内容及び効力については、日本法を準拠法とする指定がされ、また本件ファイナイト再保険契約の内容と効力については、イングランド法(英国法)を準拠法とする指定がされているから、前者は日本の私法によるが、本件ファイナイト契約の法律関係は指定されたイングランド法(英国法)によって検討すべきとも考えられる。しかし、契約に関する準拠法は、当事者の指定により決定されるが(法の適用に関する通則法7条)、本件のような租税回避行為の有無が争点となる事案においては、適用する法律を当事者の自由な選択によって決定させるならば、当事者間の合意によって日本の課税権を制限することが可能となり、著しく課税の公平の原則に反するという看過し難い事態が生ずることになるから、同法42条の適用によって、外国法の適用を排除し、国内公序である日本の私法を適用すべきである。」

「租税回避を目的として、当事者の選択した契約が不存在と認定される場合又は当事者の真の効果意思が欠缺し若しくは虚偽表示により契約が無効と認定される場合には、当事者の選択した契約類型を租税回避行為として否認することが許されるというべきである。」

「(6) 本件ファイナイト再保険契約におけるEAB繰入額相当部分が預け金であるか……について

ア ……本件ファイナイト再保険契約は、《略》への保険リスクの移転が限定されたものすなわち複数年契約によるリスクの時間的分散であり、大数の法則に基づくリスクの分散ができず、複数年契約期間中の損害実績に基づく保険料の事後調整が予定され、普通の再保険に比し割高な再保険料を要するものである。しかし、これらの事実から直ちに本件ファイナイト再保険契約が暴利行為等の公序良俗(民法90条)に違反して無効と断ずることはできない。また、契約当事者の真の効果意思が保険契約の締結ではないから無効であると認めることもできない。」

イ 日本の保険業法等による「厳しい制約がない自由な『第二の異常危険準備金』をBにおいて留保し、異常 災害発生時等に生じ得るX及びXグループの資金需要に応じて機動的な対応をすることを企図したとしても、それを租税回避の目的であると断ずることはできない。そして、Bには、日本の租税特別措置法66条の6第1項の いわゆるタックスへイブン対策税制が適用されないため、Xグループにとっては、日本でこれを保留するよりも税 務上のメリットがあるとしても、それは結果論にすぎない。」

ウ「本件ファイナイト再保険料に、Yが主張するようなEAB繰入額相当部分とその余の部分との区分があるとは認められず、本件ファイナイト再保険料は保険事故が生じた場合、常に全額が保険リスクを負担する部分とされ、返還されない場合があること、仮にEAB繰入額相当部分(事後調整部分)とそれ以外とを峻別して再保険料を別個独立にして計算するならば、本件ファイナイト再保険料とは異なる金額となることなどに照らすと、EAB繰入額相当部分(事後調整部分)を預け金と断ずることはできない」

エ「損害保険契約の保険料のうち積立保険料部分を資産として計上」することを定める法基通9-3-9について「本件には事案を異にし適切ではない。」

「(7) 本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約が相互に密接に関連した不可分一体のものといえるか……について

……本件ELC再保険契約は、Xを出再者、Bを受再者とする契約であり、また、本件ファイナイト再保険契約は、Bを出再者、《略》を受再者とする契約であって、それぞれの契約の当事者となっている法人が、それぞれ

^{6 「}海外子会社との取引は一般に疑いの目で見られがちであることに実務上注意を払うべき」とコメントするものとして長谷川俊明・国債商事法務 37 巻 7 号 912 頁(2009)。

の設立国の法令に従って有効に設立された法人であるから、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約は、法形式上も実質的にもそれぞれ別個の法人格を有する当事者間における別個の内容を有する契約であって、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約が不可分一体であると認めることはできないのである(法人格が別個に存在する当事者間の二個の契約を日本の法律の構成をもってして一個の契約と認定することは、法人格を否認するなり、ペーパーカンパニーあるいは親会社の一セクションなどとしない限り困難であるが、本件において、Yは法人格否認の主張をしないし、上記説示のとおり、Bがペーパーカンパニーあるいは親会社の一セクションとは認められない……)」。

[評釈]

1. 本判決の意義と本評釈の構成

本判決の意義は、第一に、判旨(5)として、外国法が準拠法として指定された場合の日本の租税法の適用との関係についての指針を提供したことと、第二に、判旨(6)(7)として、再々保険契約における時間リスク移転部分が再保険契約における再保険料支払いの損金性を否定せしめるような預け金に当たるかにつき事例判断を示したこと、である。

以下、判旨(5) \sim (7)について順に考察するが、契約の詳細が不明であるため、本評釈で判旨(6)(7)については(判断枠組ではなく具体的・実体的判断⁷については)深入りし難いことをお詫びする。

2. 判旨(5):租税回避行為の否認と準拠法について

2.1. で租税回避等の定義が不明であること、2.2. で原審の枠組から変化していること、2.3. で準拠法についての判示の射程の見極めが今後の課題であること、を述べる。

2. 1. 租税回避(行為)等の定義

本判決で「租税回避(行為)」「節税」といった表現の定義について述べられていない。金子宏・中里実ら従来の学説の議論の枠組に沿ったものと推測される⁸が、以下のように若干不一致があり、議論の枠組が従来の学説のそれと同じと言い切れるか、即断しがたい。

「租税回避」について最も参照されていると思われる金子宏による定義は、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」9というものであるが、これを前提とすると、判旨のいう「当事者の選択した契約が不存在と認定される場合又は当事者の真の効果意思が欠缺し若しくは虚偽表示により契約が無効と認定される場合」は租税回避が成立していない場合であるということから、判旨の「当事者の選択した契約類型を租税回避行為として否認することが許される」に結びつき難い。

判旨のいう契約不存在・効果意思欠缺・虚偽表示等の場面については、(金子流の)「租税回避」が成立していないのであって否認するまでもないことであり、ただ、結果として納税者の企みが潰されるという点が否認される場合と類似しているので、「租税回避の『否認』」と括弧付で呼んで「租税回避の否認」と区別しようとする論者もいた10。しかし、判旨は、「租税回避の『否認』」と「租税回避の否認」との区別という枠組ではないと読める。

そうすると、本判決の「租税回避」は、「税金の負担軽減」を企図した法形式選択一般を指すのか、とも思われるが、本判決には「『節税』を考慮したからといって、それが直ちに租税回避の目的であると断ずることはできない」という表現があることから、本判決は「税金の負担軽減」の中で「節税」と「租税回避」とは区別されるということを前提としている。また判旨(6)のイが「税務上のメリット」を認定しつつも、本件のXの仕組みは「租税回避」ではないと考えている。恐らく、「租税回避」と表現する際は法形式選択の異常性を念頭に置いているのであろうと推測されるが、契約不存在・効果意思欠缺・虚偽表示等の場面を含めてどのように「租税回避」の外延を画そうとしているか不分明であり、この不分明さは本判決の射程にも影響する。

2. 2. 原審からの変化

原審の判断枠組は、従来の学説・裁判例と異なるのではないか、という批判があった11。

⁷ 実体面については弘中・註 1、野一色・註 3 が詳しい。

⁸ 判例時報 2115 号 36 頁解説、弘中·註 1、265-266 頁。

⁹ 金子宏『租税法』117 頁(16 版、弘文堂、2011)。

¹⁰ 中里実「課税逃れ商品に対する租税法の対応(上下)」ジュリスト 1169 号 116 頁(1999)、1171 号 86 頁(2000) 等

¹¹ 渕圭吾・判研・ジュリスト 1400 号 173 頁(2010.5.1-15)。

判断過程を【課税要件事実の認定】【課税要件規定の解釈】という二段階に分ける。

課税要件事実の認定の段階では、私法における狭義の事実認定や契約解釈の考え方そのままを当てはめることとなる。この段階で勝負がついた事例として、相互売買か交換かという契約解釈が問題となった相互売買事件・東京高判平成11年6月21日判時1685号33頁が、納税者勝訴の典型例として挙げられる。また、フィルムリース事件・最判平成18年1月24日民集60巻1号252頁の控訴審大阪高判平成12年1月18日が映画に関する権利の帰属に焦点を当てており、納税者敗訴の例(最高裁で判断が示されなかったので典型例とは言い難いが)12として挙げることができる。ここで重要なことは、この段階では私法における事実認定や契約解釈の考え方を当てはめるということであり、税金の負担軽減(節税というか租税回避というかはともかく)という意図の存在が、納税者の主張する通りの法形式選択の認定にとって(少なくとも13)マイナス要因となるとは考えられてこなかった14ということである。税金の負担軽減「以外の目的の存在が要求されることはなかった」15ということである。

他方、課税要件規定の解釈の段階では、税金の負担軽減以外の目的がない場合に、納税者の企みが潰される例がある。外国税額控除余裕枠の濫用を認めなかった最判平成17年12月19日民集59巻10号2964頁もこの段階の典型例として挙げられよう¹⁶。前掲フィルムリース事件・最判平成18年1月24日も控訴審と異なり課税要件規定の解釈の段階で納税者の主張を斥けた例である。

さて、本件では専ら課税要件事実の認定が争われているといってよい。しかし原審は、「課税要件事実の認定に際して節税[浅妻:本評釈および控訴審判決の表現に揃えるならば『税金の負担軽減』]以外の取引の目的や合理性を検討している」、そしてこのような判断枠組については、「原則として動機を考慮せずに契約の成立・内容を判断する(少なくとも日本の)私法の考え方と真っ向から衝突してしまう」¹⁷という批判があった。

原審は大筋でXを勝たせたものの、しかしその判断枠組は納税者にとって厳しすぎるのではないかと懸念される。

本判決は、少なくとも判旨(5)の限り、そして少なくとも準拠法の問題を除き、課税要件事実の認定の段階で税金の負担軽減以外の目的や経済的合理性を要求するとは述べていないように読める¹⁸。判旨が契約不存在・効果意思欠缺・虚偽表示等の場面に「租税回避行為の否認」を限定していると言い切れないという余地はあるが、しかし税金の負担軽減以外の目的や経済的合理性がないことと契約不存在・効果意思欠缺・虚偽表示等との間には大きな隔たりがあり、この隔たりの中で仮に「租税回避行為の否認」の余地が否定しきれないとしても極めて限定的であろうと思われる。但し、(6)以降において従来の学説・裁判例と同じ流れに沿っているか後述の通り微妙なところがあり、また、準拠法に関する部分は次節で述べる通り理解が難しい。

2. 3. 準拠法

準拠法に関する判旨は、卒然と受け止めるとするとかなり危険なものであるように思われる。

第一に、「経済活動は、第一次的には私法によって規律されているものである」を前提とすれば、英国法を準拠法として指定した契約当事者間での経済活動は、第一次的には英国法によって規律される。にもかかわらず、法の適用に関する通則「法42条の適用によって、外国法の適用を排除し、国内公序である日本の私法を適用すべきである」としてしまうと、前提と矛盾する恐れが生まれる¹⁹。

第二に、「外国法の適用排斥の結果、内国法が適用されるのは、外国法の適用が排斥された範囲に限られる」 20と国際私法学説で考えられているところ、本判決は本件ファイナイト再保険契約全てについて日本の私法を適

¹² 納税者敗訴の例として、任意組合を通じて株式譲渡益を得たという前提の申告につき、匿名組合契約にかかる利益の分配であり雑所得であるとされた東京高判平成 19 年 10 月 30 日訟月 54 巻 9 月 2120 頁を挙げることができる。田島秀則・判研・ジュリスト 1394 号 122-125 頁(2010.2.15)はこの判断に疑問を呈しており、私も疑問を抱く。

^{13 「}少なくとも」というのは、税金の負担軽減という意図の存在が、プラスの要因として作用する可能性が否定しきれないからである。フィルムリース事件に関する金丸和弘・判研・ジュリスト 1261 号 136 頁(2004)参照。

¹⁴ フィルムリース事件における納税者の主張の通りの法形式選択は、税金の考慮を度外視しても、異常性が際立っていると言いうる例であったのではないか、と思われる。

¹⁵ 渕·註 11、175 頁。

¹⁶ 形式上保証人になっただけの場合には所得税法 64 条 2 項の適用を認めないとした札幌高判平成 6 年 1 月 27 日 判 9 861 号 229 頁もこの一例に挙げられよう。

¹⁷ ともに渕・註 11、175 頁。

¹⁸ 弘中・註 1、264 頁も同旨。

¹⁹ 弘中・註 1、271 頁も同旨。

²⁰ 溜池良夫『国際私法講義』212 頁(有斐閣、1993)。

用しようとしているやに読める。そしてこの読み方はは国際私法学説と齟齬しうる²¹。

そこで、準拠法に関する判旨をそのまま受け止めるのではなく、工夫して読むべきであろう。

第一に、「租税回避行為の有無が争点となる事案においては」に関し、判旨の「租税回避」の定義が不分明であると述べたが、判旨は悪質なものを「租税回避」として念頭に置いているやにも見受けられる²²。金子流の「租税回避」の定義を前提とすれば、【本件のXの仕組みは租税回避に当たる。そして否認されない】という議論の流れになろうところ、本判決は「租税回避」ではないとしているためである(2.1.参照)。税金の負担軽減が直ちに本判決の「公序」に触れるものではないという枠組であるから、何を以って悪質とするか推測しがたいが、「租税回避行為の有無が争点となる事案においては」を「(悪質な)租税回避行為が有る事案においては」と善解する筋が考えられる。

第二に、判旨(6)アで「暴利行為等の公序良俗(民法90条)に違反して無効」となる可能性について論じている。これは、租税法と全く関係のない事案においても国際私法の公序則として問題となりうる議論であり、「国内公序である日本の私法を適用すべきである」という判旨は従来の国際私法学説から外れていない、という筋が考えられる。「外国法の適用を排除し」とあるが、そうは言ってもまず契約書及び指定された外国法を見ざるをえず、そして日本の公序則に触れるのであれば、本判決のような論じ方をせずとも、「国内公序である日本の私法を適用すべきである」のは当然であって、改めて言うほどのことではない、という筋である。

第一の筋にしろ第二の筋にしろ、本判決文を書いた人の内心に恐らく反するであろうこじつけであることは否めない。

より穏当な筋として、本件は「適用する法律を当事者の自由な選択によって決定させるならば、当事者間の合意によって日本の課税権を制限することが可能となっる事業ではない、という議論が考えられる。

なお、課税要件規定の解釈の段階については、日本の租税法が日本の私法を前提として法概念を借用しているであろう²³、という議論が成り立ちうる²⁴。そこで、「日本の私法を適用すべきである」という判旨を、課税要件規定の解釈の段階のものとして理解するという筋も考えられるかもしれない。しかし、本件はその段階の事案ではないので、やはりこじつけではある。

3. 判旨(6):預け金該当性

(6)に関し、様々な点でXの主張する契約の経済的合理性を論証していると読めなくもない。しかし、税金の負担軽減以外の目的や経済的合理性が、Xの主張を認めるための必要条件であるかについて、そうではない筈であると2.2.で論じたところであり、本判決の詳細な議論はダメ押し的なものとして理解されよう。

4. 判旨(7):契約の不可分一体性

契約の個数について、複数の契約を一体のものとして観察した英国の Ramsay 事件 25 が知られる。大雑把に言えば、二つの債権のうち一方の条件を悪化・もう一方を良化させ、人為的に損失と利得を作り出そうとした試みについて、全体としては何も起きてないとしたものである。しかし、Ramsay 事件で複数の契約を一体的に把握したのは、課税要件規定の解釈の段階においてである 26 と読める。

英国の例が課税要件規定の解釈の段階の例であるとしても、本件で問題となっている課税要件事実の認定の 段階において契約の不可分一体性が認定されえないという議論には直結しない。が、認定されうるとしても主張 は難しくなりがちであると思われ、判旨の「法人格を否認するなり、ペーパーカンパニーあるいは親会社の一セク ションなどとしない限り困難」に繋がったものと見受けられる。

²¹ 小柳誠「租税法と準拠法―課税要件事実の認定場面における契約準拠法の考察―」税大論叢 39 号 75 頁以下、148-150 頁(2002)も、そこまで広い日本の私法の適用を考えていたであろうか?

²² 判旨が「著しく課税の公平の原則に反する」と述べた点は、外税控除に関する前掲最判平成 17 年 12 月 19日を想起させる。

²³ 渕圭吾「租税法と私法の関係」学習院大学法学会雑誌44巻2号13頁(2009)。

²⁴ 太田洋・佐藤修二「我が国の租税法規と外国私法との交錯」中里実・太田洋・弘中聡浩・宮塚久『国際租税 訴訟の最前線』339 頁以下、345 頁以下(有斐閣、2010)における学説等の整理も、課税要件規定の解釈の段階 を念頭に置いていると見受けられるところ、課税要件事実の認定の段階で全般的に外国の私法が排斥され日 本の私法が適用される、と読めてしまう本判決の判旨は、予想外であろう。

 $^{^{25}}$ Ramsay v. IRC, [1981] STC 174. 参照:渡辺徹也「英国判例における実質課税原則の変遷 $(1\sim3\cdot完)$ 」税法学 503 号 1 頁、504 号 1 頁、505 号 1 頁。

²⁶ この段階であるという理解で日本人研究者の間で意見の一致があるか不分明であるが(参照:中里実『タックスシェルター』262 頁、有斐閣、2002 年)、少なくとも渡辺・註 25 もそのように理解している。

東京地方裁判所

平成17年(行ウ)第586号

平成20年11月27日

原告 東京海上日動火災保険株式会社

同代表者代表取締役 隅修三

同訴訟代理人弁護士 根岸重治

- 同 米田隆
- 同 手塚裕之
- 同 太田洋
- 同 錦織康高
- 同 尾﨑恒康
- 同 弘中聡浩
- 同 手塚崇史
- 同 福田匠
- 同 大槻由昭
- 同 中原千繪
- 同 鈴木卓
- 同 土田勇
- 同 上島正道

被告 国

同代表者法務大臣 森英介

処分行政庁

麹町税務署長 小松則男

被告指定代理人 保木本正樹

〈ほか九名〉

主文

- 一 処分行政庁が平成一五年五月二七日付で原告に対してした、平成九年四月一日から平成一○年三月三一日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額一一五四億八○三六万一三五八円及び納付すべき税額三六三億一五二三万二三○○円を超える部分並びに上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 二 処分行政庁が平成一五年五月二七日付で原告に対してした、平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額一四七〇億一五〇九万七一二八円及び納付すべき税額四二七億七五四三万三九〇〇円を超える部分並びに上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 三 処分行政庁が平成一五年五月二七日付で原告に対してした、平成一一年四月一日から平成一二年三月 三一日までの事業年度の法人税の更正処分のうち欠損金額八五億五三六六万四六七二円及び翌期に繰り越 す欠損金額八五億五三六六万四六七二円を超える部分を取り消す。
- 四 処分行政庁が平成一五年五月二七日付で原告に対してした、平成一二年四月一日から平成一三年三月 三一日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額二五七億五七〇二万八四四八円及び納付すべき 税額五億七八八七万四八〇〇円を超える部分並びに上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分 の全部及び過少申告加算税賦課決定処分のうち一五九万円を超える部分をいずれも取り消す。
- 五 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 六 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

- 一 主文第一項、第二項と同じ
- 二 処分行政庁が平成一五年五月二七日付で原告に対してした、平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日までの事業年度の法人税の更正処分のうち欠損金額八五億七九九四万四九九四円及び翌期に繰り越す欠損金額八五億七九九四万四九九四円を超える部分を取り消す。
- 三 処分行政庁が平成一五年五月二七日付で原告に対してした、平成一二年四月一日から平成一三年三月三一日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額二五七億〇四〇〇万八〇八二円及び法人税額五億六二九六万八八〇〇円を超える部分並びに上記事業年度の重加算税賦課決定処分及び過少申告加

算税をいずれも取り消す。

第二 事案の概要

本件は、損害保険業等を営む原告が、その海外子会社との間で締結した再保険契約に基づき支払った再保険料を損金の額に算入して法人税の確定申告を行ったところ、処分行政庁が、上記再保険料には預け金に当たる部分があるとして当該部分を損金の額に算入することを認めず、また、預け金に係る運用収益が益金の額に計上されていないとして更正処分をし、原告が預け金部分を上記再保険契約に基づく再保険料であるかのように装って損金の額に算入し、預け金に係る運用収益を益金の額に計上しなかったことが、国税通則法六八条一項所定の「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとして重加算税賦課決定処分をし、過少申告加算税賦課決定処分をしたことから、原告がこれらの各処分の取消しを求めた事案である。

- 一 争いのない事実等(証拠等により容易に認められる事実については、各項末尾に証拠等を掲記した。)
- (1) 原告(旧商号は東京海上火災保険株式会社。平成一六年一〇月一日に同社と日動火災海上保険株式 が合併して現商号に変更された。本判決では、合併前後を通じて「原告」という。)は損害保険業等を営む株式 会社である。
- (2) Tokio Marine Global Re Limited (旧商号は Tokio Marine (Ireland) Limited。平成一一年一〇月に現商号に変更)は、アイルランドにおいて平成八年一二月に設立された、原告が一〇〇パーセントを出資する子会社である(以下「アイルランド子会社」という。)。同社は、原告及び原告グループ会社から再保険契約の引受けを行っている。
- (3) 原告は、《略》までに、アイルランド子会社並びに《略》(以下「本件再保険会社四社」という。)との間で、それぞれ原告を出再者(再保険契約における被保険者をいう。以下同じ。)、アイルランド子会社及び本件再保険会社四社を受再者(再保険契約における保険者をいう。以下同じ)とし、原告が引き受けた日本国内における地震、津波、火山性噴火に係る危険等による損害を再保険の対象とし、年間保険料をアイルランド子会社及び本件再保険会社四社の合計で《略》(アイルランド子会社との間は《略》)のいわゆる掛捨型保険契約として、別紙一の内容のWorldwide Earthquake Execss of Loss Treaty(以下、「ELC再保険契約」という。なお、原告とアイルランド子会社との間で締結されたELC再保険契約を「本件ELC再保険契約」という。)を締結した。
- (4) アイルランド子会社は、《略》までに、《略》及び《略》(以下両社を合わせて「《略》」という。)との間で、それぞれアイルランド子会社を出再者、《略》を受再者とし、アイルランド子会社が受再者となった再保険契約で本件ELC再保険契約など《略》が承認したものを再保険の対象とし、年間保険料を合計で《略》として、別紙二の内容のファイナイト(Finite)型再保険契約(契約の正式名称はMISCELLANEOUS CAT XL Treaty。以下、「本件ファイナイト再保険契約」という。)を締結した。

本件ファイナイト再保険契約には、別紙二記載のとおり、成績勘定残高(EAB)に関する取り決めがあり、《略》

- (5) 原告は、アイルランド子会社に対し、本件ELC再保険契約に基づく再保険料(以下「本件ELC再保険料」という。)として、平成九年四月一日から平成一〇年三月三一日まで、平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日まで、平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日まで及び平成一二年四月一日から平成一三年三月三一日までの各事業年度(以下、上記各事業年度を、順に、「平成一〇年三月期」、「平成一一年三月期」、「平成一二年三月期」及び「平成一三年三月期」という。)に、それぞれ年額《略》を支払い、平成一〇年三月期には同額を、平成一一年三月期及び平成一二年三月期には《略》を、平成一三年三月期には《略》を損金の額に算入し、別表「本件各処分に関する経緯」中の各事業年度の「確定申告」欄の所得金額、納付すべき税額又は翌期へ繰り越す欠損金額を記載した確定申告書を申告期限内に税務署長に提出した。
- (6) 処分行政庁は、平成一五年五月二七日付けで、原告に対し、各事業年度の法人税の更正処分をし、また、平成一〇年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分を、平成一一年三月期及び平成一三年三月期の各法人税に係る重加算税賦課決定処分を、平成一一年三月期及び平成一三年三月期の各法人税に係る重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした。更正処分の内容は、別表「本件各処分に関する経緯」中の平成一〇年三月期、平成一一年三月期及び平成一三年三月期の「更正処分等五」欄の所得金額、納付すべき税額並びに平成一二年三月期の「更正処分等五」欄の所得金額、翌期へ繰り越す欠損金額のとおりであり、また、重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分の内容は、上記別表中の平成一〇年三月期、平成一一年三月期及び平成一三年三月期の「更正処分等五」欄の加算税額のとおりである。
- (7) 被告が、前記(6)記載の各処分の理由として主張する内容は別紙三記載のとおりである。すなわち、被告は、各事業年度に、原告がアイルランド子会社に対する支払再保険料であるとして損金の額に算入した額のうち、本件ファイナイト再保険契約のEAB繰入額に相当する≪略≫は、預け金であるから損金に算入することはできず、また、同預け金の運用収益に相当する本件ファイナイト再保険契約のEAB加算額に相当する額は、原告の益金であるとして原告に対し更正処分をした。

- (1) 本件ELC再保険料のうち、本件ファイナイト再保険契約のEAB繰入額に相当する部分(以下「EAB繰入額相当部分」という。)の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金該当性
- (2) 重加算税賦課決定処分の適法性
- (3) 過少申告加算税賦課決定処分の適法性
- 三 争点に対する当事者の主張
- (1) 争点(1)(本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金該当性)について

(被告の主張)

ア アイルランド子会社は、本件ファイナイト再保険契約の締結によって、保険事故が発生した場合でも発生しなかった場合でも、受領時期は異なるものの、《略》からEAB繰入額を受領することになるのであり、本件ファイナイト再保険契約に係る再保険料のうち、EAB繰入額の性質は預け金であって、損金に該当しない。また、EAB繰入額の運用収益に当たるEAB加算額は、益金に該当する。

イ 原告は、アイルランド子会社との間で本件ELC再保険契約を締結したが、原告は、利益の平準化、税負担の繰延べ・回避、第二の異常準備金の創設という目的を達成するための一連の計画として、相互に密接に関連した不可分一体のものとして本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約を企図し実行したものであり、アイルランド子会社は、原告がファイナイト再保険契約を直接に締結せずに、メリットを享受するための「受け皿」あるいは「導管」にほかならないから、原告が本件ELC再保険契約の再保険料名目でアイルランド子会社に支出した金員のうちのEAB繰入額相当部分については、本件ファイナイト再保険料のEAB繰入額についての損金・益金性の判断と同じに扱われるべきことになる。

ウ すなわち、原告は、アイルランド子会社に対し、本件ELC再保険契約の再保険料の名目で金員を支払って損金に計上するとともに、そのうちのEAB繰入額相当部分の金員を、本件ファイナイト再保険契約を利用してアイルランド子会社が≪略≫から受領し、これをアイルランド子会社にファンドとして積み立てさせると共に、原告は、本件ELC再保険契約の締結の際に、アイルランド子会社との間で、このファンド部分の金員は、原告が選択する適宜の時期に、適宜の金額を原告に返還する旨の合意(以下「本件返還合意」という。)をすることで、たとえば収益が減少した年度に原告に還流させるなどして原告の利益を平準化し、税負担の繰延べ・回避を図り、法定の異常危険準備金以外に、原告の判断によって自由に積み立て、自由に取り崩すことができる第二の異常危険準備金を創設したものである。

エ したがって、原告がアイルランド子会社に支払った本件ELC再保険契約に基づく再保険料のうち、本件ファイナイト再保険契約のEAB繰入額相当部分は預け金であるから損金に該当せず、また、EAB繰入額相当部分に係る運用収益であるEAB加算額相当額は、原告の益金に該当する。

(原告の主張)

ア 原告は、企業向け地震保険(主に企業向け火災保険に地震危険担保特約を付帯する保険であり、地震、 津波及び火山の噴火に係る危険による建物等の構築物及びその収容物等の損害を補償の対象とするもの)の 引受けを開始するに当たり、地震リスクは、短期的にはその発生が不確実であり、他方で、そのリスクが現実化 すれば巨額の損失額が生じ得ることから、そのリスクを種々の方法で分散することにより、原告の単年度決算収 支の著しい悪化を避け、原告グループ会社で中長期的にリスクを保有すると共に、収益獲得の機会を最大限に するように策定したものであって、租税回避等の目的で行われたものではない。

イ 原告は、自社で地震リスクに対応できる≪略≫を超える損害で、≪略≫までの≪略≫分の損害について、 掛捨型の再保険契約であるELC再保険契約を締結することによって、完全に保険リスクをアイルランド子会社 及び本件再保険会社四社に移転し、原告単体としての決算収支の著しい悪化を避けて平準化を図ることとした。 そして、それだけでは大規模地震の発生によって、本件ELC再保険契約に基づく保険金をアイルランド子会社 が支払うことにより、アイルランド子会社が債務超過となるおそれがあり、そうすると原告グループ会社の連結決 算収支が著しく悪化することになりかねないことから、それを避けるために、原告グループ会社外の再保険会社 との間で本件ファイナイト再保険契約を締結することにした。すなわち、本件ファイナイト再保険契約につき、保 険として会計処理することが認められれば、保険事故が発生した場合には、保険金を収益として計上することに よって原告グループ会社の連結決算収支の著しい悪化を防ぐことができる。そして、他方で、本件ファイナイト再 保険契約の場合は、保険事故発生の有無に応じて保険料の事後調整が行われることから、保険リスクのうち、 時間リスクは≪略≫に移転するものの、引受リスクの移転は一定限度に止まることから利益獲得を極大化できる。 このようなことから本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が締結されたのであって、これらの各 契約は私的経済取引として合理性があり、租税回避、繰延べの目的で行われたものではない。

ウ なお、原告とアイルランド子会社が、本件ELC再保険契約の締結の際に、本件ファイナイト再保険契約の終了により≪略≫からアイルランド子会社に支払われるEAB繰入額及びEAB加算額について、原告が選択する適宜の時期に、適宜の金額を原告に返還する旨の合意をした事実はない。

また、法人税は個々の法人を課税単位として課税されるのであり、原告とアイルランド子会社は別個の法人としてそれぞれ存在しているのであるから、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約の不可分一体性、あるいはアイルランド子会社が導管であり利益の受け皿であるというような法人税法に根拠のない曖昧な理由によって、本件ELC再保険料の損金該当性が、原告が当事者となっていない本件ファイナイト再保険契約の再保険料の損金該当性の判断に影響されたり、本件ファイナイト再保険契約の一定部分が原告の益金となることはあり得ない。

エ したがって、原告がアイルランド子会社に掛捨ての保険料として支払った本件ELC再保険料は全額が損金に該当し、また、EAB加算額相当額が原告の益金となることはない。

(2) 争点(2)(重加算税賦課決定処分の適法性)について

(被告の主張)

原告は、ファイナイト再保険料が税務当局から損金と認められない可能性が高いことを認識しながら、税負担を回避する目的でアイルランド子会社に本件ファイナイト再保険契約を締結させており、当初から所得を過少に申告することを意図していた。また、原告は、あえてアイルランド子会社を受け皿として介在させて、本件ELC再保険契約、本件ファイナイト再保険契約を締結するという複雑でわかりにくい租税回避スキームを意図的に構築し、税務調査においても調査担当者に虚偽あるいはあいまいな回答をするなどして、所得を過少に申告する意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしていた。さらに、原告は、所得を過少に申告する意図に基づき、各事業年度の確定申告をした。以上の事実からすれば、原告の行為は国税通則法六八条一項の「隠ぺい」又は「仮装」行為に当たるというべきであり、重加算税賦課決定処分は適法である。

(原告の主張)

本件ELC再保険契約、本件ファイナイト再保険契約は、租税回避を意図して複雑な取引を構築したなどというものではなく、原告に所得を過少に申告する意図はなく、原告が税務当局の担当者に対して虚偽ないしあいまいな回答をしたことはないのであって、原告の行為は、国税通則法六八条一項の「隠ぺい」又は「仮装」に当たらず、重加算税賦課決定処分は違法である。

(3) 争点(3)(過少申告加算税賦課決定処分の適法性)について (被告の主張)

平成一一年三月期の更正処分は、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることも理由として、平成一三年三月期の更正処分は、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあること及び損金の額に算入することができない交際費等があることも理由としてそれぞれ行われたものであり、これらは過少申告加算税の対象となるから、上記各事業年度の過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

(原告の主張)

平成一一年三月期の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分は、除斥期間の三年間(平成一六年法律 第一四号による改正前の国税通則法七〇条一項)を経過してされた違法なものである。

また、平成一三年三月期に航空プール保険に関する運用収益の計上漏れと、損金の額に算入することができない交際費等があることは認めるが、過少申告加算税額は争う。

第三 争点に対する判断

- 一 争点(1)(本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金該当性)について
- (1) 前記争いのない事実等のとおり、本件ELC再保険契約は、原告を出再者、アイルランド子会社を受再者とする契約であり、また、本件ファイナイト再保険契約は、アイルランド子会社を出再者、≪略≫を受再者とする契約である。そして、それぞれの契約の当事者となっている法人が、それぞれの設立国の法令に従って有効に設立された法人であることも当事者間に争いはない。そうすると、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約は、少なくとも法形式上、それぞれ別個の当事者間における、異なる内容を有する契約である。

そして、そもそも租税法は、経済活動ないし経済現象を課税の対象としているところ、経済活動ないし経済現象は、第一次的には私法によって規律されているものであり、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきことになると解される。もとより、税負担を回避ないし軽減することを目的として行われる行為が、たとえば仮装行為であったり通謀虚偽表示であって、外形上存在するようにみえる意思の合致が実際には存在しないと判断されるような場合などには、その行為が不存在又は無効であることを前提として課税が行われるべきであり、そのような場合には、税負担の回避ないし軽減の効果は生じないことになる。

この点につき、被告は、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約は、相互に密接に関連した不可分一体のものとして、原告の税負担の繰延べや回避等を目的として行われたものであり、アイルランド子会社は、原告が直接に本件ファイナイト再保険契約を締結せずにメリットを享受するための「受け皿」又は「導管」にほかならないと主張する。この受け皿ないし導管ということの法的な意味は必ずしも明らかではないが、仮に、本件E

LC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が、経済的取引としての合理性を欠くものであって、専ら租税回避等の目的によって作出されたものであるならば、その法形式による真の合意の存在や有効性には疑問が生じ得るが、それらの契約に経済的取引としての合理性が肯認できるのであれば、そのような法形式を選択した当事者の意思に基づく法律関係を前提として課税がされるべきことになる。

そこで、まず、本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が、原告が企図した企業向け地震保険の再保険として、経済的取引としての合理性を欠くものであるか否かを検討する。

(2) 原告が企業向け地震保険の引受けを開始した経緯や原告が検討した地震保険の保険リスク分散の手法等について検討するに、前記争いのない事実等、≪証拠略≫によれば、以下の事実が認められる。

ア 企業向け地震保険は、政府による再保険制度が存在せず、大規模な地震が発生した場合には巨額の保険金の支払いにより経営の健全性が損なわれるおそれがあったことなどから、原告を含む我が国の損害保険会社は、企業向け地震保険の引受けに躊躇していた。しかし、平成七年一月に発生した兵庫県南部地震を契機に、企業の地震リスクの管理に関心が高まったことや、保険市場の自由化を受けて平成八年末に我が国に事務所を開設することを予定していた英国のロイズ保険組合が我が国において企業向け地震保険の引受けを行うと報じられたことなどから、原告は、それまでの方針を変更し、平成九年一月二八日の経営会議で、企業向け地震保険の本格的な引受けをすることを正式に決定した。

イ ≪略≫

- (ア) ≪略≫
- (イ) 《略》
- b ≪略≫
- c ≪略≫
- d ≪略≫

なお、本件全体スキームの概要を図示すると、下記のとおりである。

≪略≫

ウ≪略≫

(3) 以上の事実が認められるところ、これらの事実によれば、まず、原告とアイルランド子会社との間の本件EL C再保険契約は、企業向け地震保険を引き受けるに当たり、原告自身でリスク引受けができる部分以外の保険リスクを、再保険等によって移転するための方法の一つとして選択されたものであると認められる。

そして、本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が対象とする上記の損害額《略》から《略》までの部分は、かなり大規模の地震による損害を填補するものであるが、《略》程度の複数年度であればある程度の発生予測が可能であることから、適切な保険料を定めることによって損害額《略》以下の部分に次いで収益が期待できる部分であり、原告は自らリスク引受けができないことから再保険に出再するものの、できるだけ収益を確保するために再保険先を原告グループ会社として支払保険料を原告グループ内に留保し、他方で、保険事故が発生した場合にも、受再者の原告グループ会社が、巨額の保険金支払費用の計上によって収支が著しく悪化することを避けるため、その原告グループ会社が、企業会計ないし税務上、保険として認められている国においてさらにファイナイト型再保険契約を締結することによって、保険事故が発生した場合には同再保険契約の受再者からの保険金支払により原告グループ会社の収支の悪化を防ぐと共に、できる限り原告グループ会社から外部への支払保険料が流出しないようにすることを企図して、原告が、ファイナイト再保険契約が保険として認められているアイルランドにおいて設立したアイルランド子会社との間で本件ELC再保険契約を締結し、さらにアイルランド子会社が《略》との間で本件ファイナイト再保険契約を締結したことには、損害保険会社である原告が、保険事故が生じた場合にグループ会社を含めて単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、利益を最大にすることを目的として採用したスキームとして十分に経済的な合理性が認められる。

そうすると、本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約等によって原告らが行った法律上の行為には経済的な合理性があり、これらが専ら租税回避等の目的で外形を作出したものにすぎないと認めることは到底できないのであるから、本件においては、原告らが行った法律行為に従った法的効果が生じると解すべきである。

(4) これに対し、被告は、本件ファイナイト再保険契約に係る再保険料のうち、EAB繰入額の性質は預け金であるところ、原告は、アイルランド子会社に対し、本件ELC再保険契約の再保険料の名目で金員を支払い、そのうちのEAB繰入額相当部分の金員を本件ファイナイト再保険契約を利用してアイルランド子会社にファンドとして積み立てさせ、原告とアイルランド子会社との間で本件ELC再保険契約を締結する際に、このファンド部分を、原告が選択する適宜の時期に、適宜の金額を原告に返還する旨の本件返還合意し、原告に還流させていたのであるから、本件ELC再保険契約の再保険料名目で支出した金員のうちEAB繰入額相当部分の損金該当性は、本件ファイナイト再保険料のEAB繰入額の損金該当性の判断に従うべきであると主張する。

たしかに、本件ファイナイト再保険契約の再保険料のうちのEAB繰入額は、預け金としての性格を有するもの

とも解し得るが、前記のとおり、本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約を中心とする一連のスキームは、原告が、保険事故が生じた場合にグループ会社を含めて単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、利益を最大にすることを目的として採用したものとして十分に経済的な合理性が認められるのであるから、そもそも本件ファイナイト再保険契約とは、全く異なる当事者間における全く異なる内容の契約である本件ELC再保険契約に基づいて原告が支払った金員の損金該当性について、本件ファイナイト再保険契約に基づいて支出された金員の損金該当性と全く同一に判断しなければならない理由はない。

また、原告とアイルランド子会社との間で、被告主張のような本件返還合意が明示的にされたことを認めるに足りる証拠はなく、また、黙示の本件返還合意についても、《証拠略》によれば、アイルランド子会社は、平成人年一二月に設立されて以降、原告及び原告の子会社であった香港の The Wuphoon Insurance Company Lim-ited (ウーフン社) がグループ内会社から引き受けていた再保険契約を順次引き受け、《略》時点では、《略》の再保険契約を引き受けて《略》(日本円で《略》)の当期利益を上げていることが認められるから、アイルランド子会社に資金需要があることも十分に想定されるのであって、アイルランド子会社が原告の一〇〇パーセント子会社であるからといって直ちに、本件ELC再保険契約の際に原告とアイルランド子会社との間で、黙示の本件返還合意がされたと推認することはできない。そして、そもそもアイルランド子会社は原告の一〇〇パーセント子会社であるから、あえて被告主張のような本件返還合意をしなくとも、本件ファイナイト再保険契約の契約期間が終了し、アイルランド子会社に《略》から金員が支払われた後、各社の資金需要等を踏まえて、原告とアイルランド子会社が別個に合意したり、利益配当するなどして、資金を原告に移動することも実際上十分に可能であるから、本件ELC再保険契約締結時に、予め本件返還合意をする必要性は乏しいというべきであり、他に、原告とアイルランド子会社が、本件ELC契約締結時に、黙示の本件返還合意をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、この点についての被告の主張は理由がない。

(5) また、被告は、原告が、税金のかからない「第二の異常危険準備金」の創設という目的を達成するため、アイルランド子会社をあえて介在させて本件各契約を行ったものであり、経済取引としての合理性が認められないと主張する。

この点、《証拠略》によれば、たしかに原告がアイルランド子会社に本件ELC再保険料を支払い、アイルランド子会社が《略》に本件ファイナイト再保険料を支払い、契約期間中無事故の場合には、《略》がアイルランド子会社にEAB繰入額とEAB加算額の累積額を支払い、これをアイルランド子会社で留保すれば同国の法人税(本件ファイナイト再保険契約開始当時で二六パーセント)の課税を受けるにとどまるのであって、原告が支払った本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が日本の法人税等(本件ファイナイト再保険契約開始当時で四五パーセント)の課税を受けることなく、日本より税率の低いアイルランドで留保されている状態になることになると認められる。そして、《証拠略》によれば、原告は、本件ファイナイト再保険契約が終了し、《略》からアイルランド子会社に金員が支払われる場合には、原告がアイルランド子会社に法定の異常危険準備金ではないいわゆる「第二の異常危険準備金」としての機能を有する金員を留保でき、また、アイルランド子会社には我が国の租税特別措置法六六条の六第一項のいわゆるタックスへイブン対策税制が適用されないため、日本で上記金員を留保するよりも税務上のメリットがあることを認識していたことが認められる。

しかしながら、原告が、アイルランド子会社に本件ファイナイト再保険契約を締結させたのは、前記のとおり、ファイナイト型再保険契約は、日本では会計処理ないし税務上保険として扱われるかどうかが不明確であったが、アイルランドでは保険として扱われていたことから、保険事故発生の際にファイナイト型再保険契約に基いてアイルランド子会社が受領する保険金を収益として扱うことができ、それゆえにアイルランド子会社の単年度決算収支及び原告グループ会社の単年度連結決算収支が著しく悪化することを避けるという経済的合理性のある目的を達成するためであったと認められるのであって、専ら租税を回避する目的で行ったものと解することはできない

また、そもそも保険業法一一六条、保険業法施行規則七〇条に基づき異常災害に備えて積み立てることを義務付けられている異常危険準備金は、これを当期未処分利益から利益処分によって積み立てる場合には、商法上株主総会による決議を経る必要があり(平成一七年法律第八七号による改正前の商法二八三条一項四号)、積立額が法定され(保険業法施行規則七〇条)、積立金を損金算入できる金額も限定されている(租税特別措置法五七条の五)などの制約があり、また、取り崩しについても異常災害損失が現実に生じた場合に限定されていることから、原告が、そうした厳しい制約がない自由な「第二の異常危険準備金」をアイルランド子会社において留保し、異常災害発生時等に生じ得る原告及び原告グループ会社の資金需要に応じて機動的な対応をすることを企図したとしても、それ自体経済的な合理性が認められるのであって、非難されるべきことではない。そして、アイルランド子会社には、我が国の租税特別措置法六六条の六第一項のいわゆるタックスへイブン対策税制が適用されないため、原告グループ社にとっては、日本でこれを保留するよりも税務上のメリットがあるとしても、それはいわゆるタックスへイブン対策税制の適用がない以上当然の結果であって、それ自体は何ら違

法の問題は生じない。

(6) 小括

以上によれば、原告とアイルランド子会社との間の本件ELC再保険契約及びアイルランド子会社と《略》との間の本件ファイナイト再保険契約は、それぞれ異なる法人間の異なる内容の契約であるところ、これらの契約内容にはそれぞれ経済的な合理性が認められるのであって、これらの契約が、専ら租税回避等の目的で法的な外形を作出したものであると認めることはできないから、当事者が選択した当該法形式に基づく法律関係を前提として課税がされるべきことになる。

そうすると、本件ELC再保険契約に基づきアイルランド子会社に支払った掛捨ての再保険料は経費に該当し、その全額が損金の額に算入されると解すべきであり、また、本件ファイナイト再保険契約におけるEAB加算額が、当該契約の当事者ではない原告の益金に該当するということはないと解すべきである。

したがって、本件ELC再保険料のうち、本件ファイナイト再保険契約のEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、かつ、EAB繰入額相当部分に係る運用収益であるEAB加算額相当額は原告の益金に該当するとして、処分行政庁が原告に対してした平成一五年五月二七日付けの更正処分は違法である。

二 争点(2)(重加算税賦課決定処分の適法性)について

各事業年度の重加算税賦課決定処分は、原告が本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が支払 再保険料であるかのように装って損金の額に算入し、また、EAB加算額相当額を運用収益に計上せずに確定 申告をしたことが、国税通則法六八条一項所定の「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとしてされたものであり、争点 (1)についての当裁判所の判断のとおり、EAB繰入額相当部分は支払再保険料であって損金の額に算入する ことができるものであり、EAB加算額相当額は原告の益金に当たらないから、その余の点を判断するまでもなく、 重加算税賦課決定処分は違法である。

三 争点(3)(過少申告加算税賦課決定処分の適法性)について

(1) 平成一一年三月期についての過少申告加算税賦課決定処分は、平成一五年五月二七日付で行われており、平成一六年法律第一四号による改正前の国税通則法七〇条一項二号所定の除斥期間を経過した後に行われたこと、すなわち、上記事業年度の確定申告書の提出期限から三年を経過した日以後に行われたものであることは明らかである。そして、本件では、争点(1)についての当裁判所の判断のとおり、原告が本件ELC再保険料を全額損金の額に算入したこと及びEAB加算額相当額を益金に計上しなかったことには誤りがなく、原告が同事業年度の確定申告書を提出したことについて「偽りその他不正の行為」(国税通則法七〇条五項)があったとは認められないから、同項所定の七年の除斥期間が適用される場合に当たらない。

そうすると、上記過少申告加算税賦課決定処分は、上記三年の除斥期間が経過した後にされたものであるから、全部違法である。

(2) また、平成一三年三月期についての過少申告加算税賦課決定処分は、原告は、平成一三年三月期に航空プール保険に関する運用利益の計上漏れと、損金の額に算入することができない交際費等があることは認めているが、争点(1)についての当裁判所の判断に従って再計算をすると、過少申告加算税額が一五九万円となる(後記四の「当裁判所の認定」のとおり)から、過少申告加算税賦課決定処分は同額を超える部分が違法である。

四 各事業年度の各処分の適法性について

(1) 平成一〇年三月期

平成一〇年三月期についての更正処分は、本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、EAB加算額相当額が原告の益金に該当することを理由としてされたものであるから違法である。

また、平成一○年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法である。

したがって、更正処分のうち、所得金額一一五四億八〇三六万一三五八円、法人税額三六三億一五二三万二三〇〇円(別表「本件各処分に関する経緯」の平成一〇年三月期の「更正処分等三」による「所得金額」欄、「納付すべき税額」欄の各金額)を超える部分は違法であり、上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法である。

(2) 平成一一年三月期

平成一一年三月期についての更正処分は、〈1〉本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、EAB加算額相当額が原告の益金に該当すること、〈2〉航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることを理由にされたものであり、上記〈1〉を理由としてされた部分の更正処分は違法である。また、上記〈2〉を理由としてされた部分の更正処分も、前記三(1)と同様に、三年の除斥期間を経過して行われたものであり、七年の除斥期間が適用されるべき場合であるとはいえないから、上記〈2〉を理由としてされた部分の更正処分も違法である。

また、平成一一年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分もいずれも全部違法である。

したがって、更正処分のうち、所得金額一四七〇億一五〇九万七一二八円、法人税額四二七億七五四三万三九〇〇円(別表「本件各処分に関する経緯」の平成一一年三月期「更正処分等三」による「所得金額」欄、「納付すべき税額」欄の各金額)を超える部分が違法である。また、上記事業年度の法人税に係る過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分はいずれも全部違法である。

(3) 平成一二年三月期

平成一二年三月期についての更正処分は、〈1〉本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、EAB加算額相当額が原告の益金に該当すること、〈2〉航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあること及び損金の額に算入することができない交際費等があることを理由としてされたものであり、上記〈1〉を理由としてされた部分の更正処分は違法である。他方、上記〈2〉の部分は航空プール保険の計上漏れ及び交際費等を損金の額に算入できないことについて争いがないから、上記〈2〉を理由としてされた部分の更正処分は適法である。

したがって、上記更正処分は、欠損金額八五億五三六六万四六七二円、翌期に繰り越すべき欠損金額八五億五三六六万四六七二円を超える部分が違法である(別紙四「当裁判所の認定」のとおり)。

(4) 平成一三年三月期

平成一三年三月期についての更正処分は、〈1〉本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、EAB加算額相当額が原告の益金に該当すること、〈2〉航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあること及び損金の額に算入することを理由にされたものであり、上記〈1〉を理由としてされた部分の更正処分は違法である。他方、上記〈2〉の部分は航空プール保険の計上漏れ及び交際費等を損金の額に算入できないことについて争いがないから、上記〈2〉を理由としてされた部分の更正処分は適法である。

また、平成一三年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法であり、過少申告加算税賦課決定処分は、一五九万円を超える部分が違法である。

したがって、更正処分のうち、所得金額二五七億〇四〇〇万八〇八二円及び納付すべき税額五億七八八七万四八〇〇円を超える部分は違法であり、上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法であり、過少申告加算税賦課決定処分のうち一五九万円を超える部分が違法である(別紙四「当裁判所の認定」のとおり)。

第四 結論

原告の請求のうち、平成一〇年三月期及び平成一一年三月期の各事業年度に関する各処分の取消しを求めるもの並びに平成一三年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分の取消しを求めるものは全部理由があるからいずれも認容し、平成一二年三月期及び平成一三年三月期の各事業年度の各更正処分並びに平成一三年三月期の法人税に係る過少申告加算税の取消しを求めるものは一部理由があるからいずれもその限度で認容し、原告のその余の請求は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担については、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六一条、六四条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。民事第3部

(裁判長裁判官 定塚誠 裁判官 中山雅之 裁判官 佐々木健二)

別表 本件各処分に関する経緯≪略≫

別紙一 ELC再保険契約の概要≪略≫

別紙二 本件ファイナイト再保険契約の概要《略》

別紙三 各処分の根拠《略》

別紙四 当裁判所の認定《略》

東京高等裁判所

平成21年(行コ)第64号

平成22年05月27日

控訴人 国

上記代表者法務大臣 千葉景子

処分行政庁 麹町税務署長 小野好信

控訴人指定代理人 小山綾子 <ほか九名>

被控訴人 東京海上日動火災保険株式会社

上記代表者代表取締役 隅修三

上記訴訟代理人弁護士 根岸重治

同 米田隆

同 手塚裕之

- 同 太田洋
- 同 錦織康高
- 同 弘中聡浩
- 同 尾﨑恒康
- 同 福田匠
- 同大槻由昭
- 同 中原千繪
- 同 鈴木卓
- 同 上島正道
- 同 十田勇

主文

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 控訴の趣旨

- 一 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 二 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 三 訴訟費用は、第一、二審を通じて被控訴人の負担とする。

第二 事案の概要

一 本件は、損害保険業を営む被控訴人が、その海外子会社との間で締結した日本国内の地震リスクによる 損害を再保険の対象とする掛捨て型再保険契約に基づき支払った再保険料を損金の額に算入して複数事業 年度にわたり法人税の確定申告を行ったところ、処分行政庁が、上記再保険料には預け金に該当する部分が あるとして当該部分を損金の額に算入することを認めず、また、預け金に係る運用収益が益金の額に計上され ていないとして更正をし、被控訴人が上記預け金部分を上記再保険契約に基づく再保険料であるかのように装 って損金の額に算入し、預け金に係る運用収益を益金の額に計上しなかったことが、国税通則法六八条一項 所定の「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとして重加算税賦課決定をし、申告税額が過少であったとして過少申告 加算税賦課決定をしたことから、被控訴人がこれらの各処分の取消しを求める事案である。

原審は、再保険料が損金に当たるとして、被控訴人の上記請求を認容した(そのほかに、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることによりされた更正及び同法人税に係る過少申告加算税賦課決定の取消請求も除斥期間経過後であるとして認容した。)ことから、控訴人が控訴した。なお、他の事業年度の航空プール保険の計上漏れ等によりされた更正及び同法人税に係る過少申告加算税賦課決定の取消請求部分は棄却された。

そこで、当審における審判の対象は、上記認容部分である平成一〇年ないし平成一三年の各三月期の事業年度の法人税について、海外子会社との間の再保険契約の再保険料のうち預け金に該当する部分につき損金の額に算入することを認めず、その預け金に係る運用収益を益金の額に計上していないとしてされた更正及び同重加算税賦課決定並びに平成一一年三月期の事業年度の航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることによりされた更正及び同過少申告加算税賦課決定の適否(除斥期間経過の有無)である。

二 法令の定め

(1) 法人税法二二条二項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(2) 同条三項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
 - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

(3) 国税通則法六八条一項

第六五条第一項の規定に該当する場合(同条第五項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定める

ところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に一〇〇分の三五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

(4) 国税通則法(平成一六年法律第一四号による改正前のもの。以下「旧国税通則法」という。)七〇条一項 二号

次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日(同日前に期限後申告書の提出があった場合には、同日とその提出があった日から二年を経過した日とのいずれか遅い日) 以後においては、することができない。

- 二 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があったものに係る賦課決定 当該申告書の提出期限
 - (5) 同条四項二号

次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。

- 二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税 その納税義務の成立の日
- (6) 同条五項

偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に関し更正があった場合には、当該更正後の金額)についての更正は、前条項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に掲げる期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

- 一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る更正については、 当該申告書を提出した日)
- 二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限
- 三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定その納税義務の成立の日
- **三 争いのない事実等**(証拠等により容易に認められる事実については、各項末尾に証拠等を掲記した。)
- (1) 被控訴人(旧商号は東京海上火災保険株式会社。平成一六年一〇月一日に同社と日動火災海上保険株式会社とが合併して現商号に変更された。本判決では、合併前後を通じて「被控訴人」という。)は、損害保険業等を営む株式会社である。
- (2) Tokio Marine Global Re Limited (旧商号は Tokio Marine (Ireland) Limited。平成一一年一〇月に現商号に変更)は、アイルランド法人であり、被控訴人が一〇〇%を出資する子会社である(以下「アイルランド子会社」という。)。

同社は、平成八年一二月六日に設立され、被控訴人及び被控訴人グループ会社から再保険契約の引受けを 行っている。

(3) 被控訴人は、《略》までに、アイルランド子会社並びに《略》(以下、これら四つの再保険会社を「本件再保険会社四社」という。)との間で、それぞれ被控訴人を出再者(再保険契約における被保険者をいう。以下同じ。)、アイルランド子会社及び本件再保険会社四社を受再者(再保険契約における保険者をいう。以下同じ。)とし、被控訴人が引き受けた日本国内における地震、津波、火山性噴火に係る危険等による損害を再保険の対象とし、年間保険料をアイルランド子会社及び本件再保険会社四社の合計で《略》(アイルランド子会社との間は、そのうち《略》である《略》)のいわゆる掛捨て型保険契約として、原判決別紙一の内容のWorldwide Earthquake Excess of Loss Treaty(以下「ELC再保険契約」という。なお、被控訴人とアイルランド子会社との間で締結されたELC再保険契約を「本件ELC再保険契約」という。)を締結した。

なお、被控訴人とアイルランド子会社との間には、本件ELC再保険契約の準拠法を日本法とする指定がある。

(4) アイルランド子会社は、≪略≫までに、≪略≫及び≪略≫(以下、両社を併せて「≪略≫」という。)との間で、それぞれアイルランド子会社を出再者、≪略≫を受再者とし、アイルランド子会社が受再者となった再保険契約である本件ELC再保険契約など≪略≫が承認したものを再保険の対象とし、年間保険料を合計で≪略≫として、原判決別紙二の内容のファイナイト(Finite)型の再保険契約(契約の正式名称はMISCELLANEOUS CAT XL Treaty。以下「本件ファイナイト再保険契約」という。)を締結した。

本件ファイナイト再保険契約には、原判決別紙二記載のとおり、成績勘定残高(EAB)に関する取決めがあり、 《略》旨が定められている。 なお、アイルランド子会社と≪略≫との間には、本件ファイナイト再保険契約の準拠法をイングランド法(英国法)とする指定がある。

- (5) 被控訴人は、平成九年四月一日から平成一〇年三月三一日まで、平成一〇年四月一日から平成一年三月三一日まで、平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日まで及び平成一二年四月一日から平成一三年三月三一日までの各事業年度(以下、上記各事業年度を順に「平成一〇年三月期」、「平成一一年三月期」、「平成一二年三月期」及び「平成一三年三月期」という。)の法人税について、原判決別表「本件各処分に関する経緯」中の各事業年度の「確定申告」欄の所得金額、納付すべき税額又は翌期へ繰り越す欠損金額を記載した確定申告書(青色申告書)を申告期限内に麹町税務署長に提出した。
- (6) 被控訴人は、上記各申告において、アイルランド子会社に対し、本件ELC再保険契約に基づく再保険料(以下「本件ELC再保険料」という。)として、それぞれ年額≪略≫を支払い、平成一○年三月期には同額を、平成一一年三月期及び平成一二年三月期には≪略≫を、平成一三年三月期には≪略≫を損金の額に算入した。
- (7) 処分行政庁は、平成一五年五月二七日付けで、被控訴人に対し、各事業年度の法人税の更正をし、また、平成一○年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定を、平成一一年三月期及び平成一三年三月期の各法人税に係る重加算税賦課決定及び過少申告加算税賦課決定をした。

上記各更正の内容は、原判決別表「本件各処分に関する経緯」中の平成一〇年三月期、平成一一年三月期及び平成一三年三月期の「更正処分等五」欄の所得金額、納付すべき税額並びに平成一二年三月期の「更正処分等五」欄の所得金額、翌期へ繰り越す欠損金額のとおりであり、また、重加算税賦課決定及び過少申告加算税賦課決定の内容は、上記別表中の平成一〇年三月期、平成一一年三月期及び平成一三年三月期の「更正処分等五」欄の加算税額のとおりである。

(8) 上記各更正の根拠は、原判決別紙三記載のとおりである。

すなわち、控訴人は、各事業年度に、被控訴人がアイルランド子会社に対する支払再保険料であるとして損金の額に算入した額のうち、本件ファイナイト再保険契約のEAB繰入額に相当する≪略≫は、預け金であるから損金の額に算入することはできず、また、同預け金の運用収益に相当する本件ファイナイト再保険契約のEAB加算額に相当する額(以下「EAB加算額相当額」という。)は、被控訴人の益金の額に計上されていないとして被控訴人に対し更正をした。なお、平成一一年三月期の更正には、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることを理由にされたもの(その点については争いがなく、除斥期間経過の有無が争点である。)、また、平成一二年三月期の更正には、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れ及び損金の額に算入できない交際費等があることを理由にされたもの(その点については争いがない。)、さらに、平成一三年三月期の更正には、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れと損金の額に算入することを理由にされたもの(その点については争いがない。)が含まれる。

(9) 上記各更正の理由のうち、本件ELC再保険料のEAB繰入額に相当する部分(以下「EAB繰入額相当部分」という。)の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金該当性に関する部分については、別紙「更正の理由(要旨)」に記載のとおりである。

四 争点

- (1) 本件ELC再保険料のうち、本件ファイナイト再保険料のEAB繰入額相当部分の損金該当性及びEAB 加算額相当額の益金該当性
 - (2) 重加算税賦課決定の適否
 - (2) 過少申告加算税賦課決定の適否

五 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)(本件ELC再保険料のEAB繰入額相当部分の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金該 当性)について

(控訴人の主張)

ア アイルランド子会社は、本件ファイナイト再保険料のEAB繰入額相当部分(事後調整部分)について、保険事故が発生すれば保険金として、保険事故が発生しなければプロフィット・コミッションとして支払を受けることになるから預け金であって、損金に該当しない。また、EAB繰入額の運用収益に当たるEAB加算額相当額は、益金に該当する。

イ 被控訴人は、アイルランド子会社との間で、本件ELC再保険契約を締結したが、利益の平準化、第二の異常危険準備金の創設、租税回避の目的を達成するための一連の計画として、相互に密接に関連した不可分一体のものとして本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約を企図し実行したものであり、アイルランド子会社は、被控訴人がファイナイト再保険契約を直接に締結せずに、メリットを享受するための「受け皿」あるいは「導管」にほかならないし、本件ELC再保険料は、本件ファイナイト再保険料として使用し、かつ、そのEAB繰入額相当部分をファンドとして積み立てるという使途を定めて支払われたいわば被控訴人の「紐付き」の金員であ

るから、被控訴人が本件ELC再保険契約料名目でアイルランド子会社に支出した金員のうちのEAB繰入額相当部分については、本件ファイナイト再保険料のEAB繰入額についての損金・益金性の判断と同じに扱われるべきことになる。

ウ また、被控訴人は、アイルランド子会社に対し、本件ELC再保険料の名目で金員を支払って損金に計上するとともに、そのうちのEAB繰入額相当部分の金員を本件ファイナイト再保険契約を利用してアイルランド子会社が《略》から受領し、アイルランド子会社にファンドとして積み立てさせるとともに、本件ELC再保険契約の締結の際に、アイルランド子会社との間で、このファンド部分の金員を、被控訴人が選択する適宜の時期に、適宜の金額で被控訴人に返還する旨の合意(以下「本件返還合意」という。)をすることで、収益が減少した年度に被控訴人に還流させるなどして利益を平準化し、法定の異常危険準備金以外に被控訴人の判断によって自由に積み立て、自由に取り崩すことができる第二の異常危険準備金を創設し、租税回避を図ろうとしたものである。なお、アイルランド子会社は、ダミーカンパニー(キャプティブ保険子会社)であり、また、親会社の一セクションである。

エ したがって、被控訴人がアイルランド子会社に支払った本件ELC再保険料のうち、本件ファイナイト再保険契約のEAB繰入額相当部分は預け金であるから損金に該当せず、また、EAB繰入額相当部分に係る運用収益であるEAB加算額相当額は、被控訴人の益金に該当する。

(被控訴人の主張)

ア 被控訴人は、企業向け地震保険(主に企業向け火災保険に地震危険担保特約を付帯する保険であり、地震、津波及び火山の噴火に係る危険による建物等の構築物及びその収容物等の損害を補償の対象とするもの)の引受けを開始するに当たり、地震リスクが短期的にはその発生が不確実であり、他方で、現実化すれば巨額の損失額を生じさせることから、そのリスクを種々の方法で分散することにより、被控訴人の単年度決算収支の著しい悪化を避け、被控訴人グループ会社で中長期的にリスクを保有すると共に、収益獲得の機会を最大限にするように策定しようとした。

イ 被控訴人は、自社で地震リスクに対応できる《略》を超える損害で、《略》までの《略》分の損害について、掛捨て型の再保険契約である本件ELC再保険契約を締結することによって、完全に保険リスクをアイルランド子会社及び本件再保険会社四社に移転し、被控訴人単体としての決算収支の著しい悪化を避けて平準化を図ることとした。そして、それだけでは大規模地震の発生によって、本件ELC再保険契約に基づく保険金をアイルランド子会社が支払うことにより、アイルランド子会社が債務超過となるおそれがあり、そうすると被控訴人グループ会社の連結決算収支を著しく悪化させることになりかねないから、それを避けるために、被控訴人グループ会社外の再保険会社との間でファイナイト型の再保険契約を締結することにした。すなわち、本件ファイナイト再保険契約につき、保険として会計処理することが認められれば、保険事故が発生した場合には、保険金を収益として計上することによって被控訴人グループ会社の連結決算収支の著しい悪化を防ぐことができる。そして、他方で、本件ファイナイト再保険契約の場合は、保険事故発生の有無に応じて再保険料の事後調整が行われることから、保険リスクのうち、時間リスクを《略》に移転するものの、引受けリスクの移転は一定限度に止まることから利益の獲得を極大化できる。このようなことから本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が締結されたのであって、これらの各契約は、私的経済取引として合理性があり、租税回避の目的で行われたものではない。

ウ 法人税は個々の法人を課税単位として課税されるところ、被控訴人とアイルランド子会社とは、別個の法人としてそれぞれ存在しているのであるから、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約の不可分一体性、あるいはアイルランド子会社が「受け皿」であり「導管」であるというような法人税法に根拠のない理由によって、本件ELC再保険料の損金該当性が被控訴人が当事者となっていない本件ファイナイト再保険契約の再保険料の損金該当性の判断によって影響を受けたり、本件ファイナイト再保険契約の一定部分が被控訴人の益金となることはあり得ない。

エ 被控訴人は、本件ELC再保険契約の締結の際に、アイルランド子会社との間で、控訴人の主張する本件 返還合意をした事実はない。

オ したがって、被控訴人がアイルランド子会社に掛捨ての再保険料として支払った本件ELC再保険料は全額が損金に該当するのであり、また、EAB加算額相当額が被控訴人の益金となることはない。

(2) 争点(2)(重加算税賦課決定の適否)について

(控訴人の主張)

被控訴人は、ファイナイト型の再保険料が税務当局から損金と認められない可能性が高いことを認識しながら、 租税回避の目的でアイルランド子会社に本件ファイナイト再保険契約を締結させており、当初から所得を過少に 申告することを意図していた。また、被控訴人は、あえてアイルランド子会社を「受け皿」として介在させて、本件 ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約を締結するという複雑でわかりにくい租税回避スキームを意 図的に構築し、税務調査においても調査担当者に虚偽あるいは曖昧な回答をするなどして、所得を過少に申 告する意図を外部からもうかがい知る特段の行動をしていた。さらに、被控訴人は、所得を過少に申告する意図に基づき、各事業年度の確定申告をした。以上の事実からすれば、被控訴人の行為は、国税通則法六八条一項の「隠ぺい」又は「仮装」行為に当たるというべきであり、重加算税賦課決定は適法である。

(被控訴人の主張)

本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約は、租税回避を意図して複雑なスキームを構築したなどというものではなく、被控訴人に所得を過少に申告する意図はなく、被控訴人が税務当局の担当者に対して虚偽ないしあいまいな回答をしたことはないから、被控訴人の行為は、国税通則法六八条一項の「隠ぺい」又は「仮装」に当たらず、重加算税賦課決定は違法である。

(3) 争点(3)(過少申告加算税賦課決定の適否)について

(控訴人の主張)

平成一一年三月期の更正は、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることも理由として行われたものであり、これは過少申告加算税の対象となるから、過少申告加算税賦課決定は適法である。

過少申告加算税賦課決定は、旧国税通則法七〇条一項二号にいう「課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があったものに係る賦課決定」ではなく、同条四項二号にいう「課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税」に係る賦課決定であるから、その除斥期間は、当該申告書の提出期限から三年(同条一項)ではなく、その納税義務の成立の日から五年(同条四項)であり、過少申告加算税の納税義務が成立するのは、法定申告期限の経過の時である(国税通則法一五条二項一三号)。すると、平成一一年三月期の法人税に係る過少申告加算税賦課決定は、同事業年度の確定申告書の提出期限から五年を経過しない日までこれを行うことができるので、平成一五年五月二七日付けで行われた平成一一年三月期の法人税に係る過少申告加算税賦課決定は、除斥期間を経過した後に行われたものではない。

(被控訴人の主張)

平成一一年三月期の更正及び過少申告加算税賦課決定は、除斥期間の三年間(旧国税通則法七〇条一項) を経過してされた違法なものである。

第三 当裁判所の判断

一 争点(1)(本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分の損金該当性及びEAB加算額相当額の益金該当性)について

(1) 争点(1)の概要

被控訴人は、その一〇〇%子会社であるアイルランド子会社との間において本件ELC再保険契約を締結し、アイルランド子会社が《略》と本件ファイナイト再保険契約を締結した上、アイルランド子会社に対して支払った本件ELC再保険料を損金の額に算入して法人税の確定申告を行ったのに対し、処分行政庁は、処分理由として、概ね、契約書及び内部資料等から、〈1〉本件ファイナイト再保険契約が利益の平準化、第二の異常危険準備金制度の創設、租税回避を目的とするものであって、本件ファイナイト再保険料のうちのEAB繰入額相当部分(ファンド部分)が本来の再保険料部分と明確に区分されているのに、両部分を複合させた一つの契約であるとの法形式を用いたにすぎないこと、〈2〉被控訴人が《略》との間で上記EAB繰入額相当部分(ファンド部分)の運用方法等を直接交渉し、結果報告をさせるなどアイルランド子会社を「受け皿」として介在させていることから、本件ファイナイト再保険料のうちのEAB繰入額相当部分(ファンド部分)を預け金であるとして、それと不可分一体の本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分の損金算入を否認するとして更正をしたのである。そこで、争点(1)の主たる点は、本件ELC再保険料のうちEAB繰入額相当部分が預け金か否か(被控訴人の「損金」[法人税法二二条三項])に該当するか否か)である。

(2) 損金の意義

法人税法二二条三項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。」とし、「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」(同項一号)、「前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用……の額」(同項二号)、「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」(同項三号)として、「原価」、「費用」及び「損失」を「損金」の概念に含まれるものとして掲げている。しかし、同法は、「損金」並びに「原価」、「費用」及び「損失」の意義について具体的な定義規定を置いていないが、一般に、「損金」とは、資本等取引以外の取引で純資産の減少の原因となる支出その他経済的価値の減少をいい、「原価」とは、収益獲得のために費消された財貨及び役務の対価のうち収益に直接かつ個別的に対応するものをいい、「費用」とは、収益に個別的には対応していないが当該事業年度の収益獲得のために費消された財貨及び役務の対価をいい、「費用」とは、収益に個別的には対応していないが当該事業年度の収益獲得のために費消された財貨及び役務の対価をいい、「損失」とは、災害、盗難等通常の事業活動とは無関係な偶発的要因によって発生する資産の減少をいうところ、本件ELC再保険料は、被控訴人の収益に直接かつ個別的に対応するものではなく、また、事業活動とは無関係な偶発的要因により発生するものでもないから、「原価」及び「損失」に該当しないことは明らかである。そこで、同再保険料のうちEAB繰入額相当部分が損金の額に算入されるか否か

は、これが「費用」として「損金」に該当するか否か、すなわち被控訴人の当該事業年度の収益獲得のために費消された財貨であるか否かに帰着する。すると、本件ファイナイト再保険料のうちEAB繰入額相当部分の法的性質をどう決定するかが先決問題となる。

(3) 前提事実

被控訴人が企業向け地震保険の引受けを開始した経緯、被控訴人が検討した地震保険の保険リスク分散の手法、本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約の内容、本件ファイナイト再保険料のうちのEAB繰入額の性質並びにアイルランド子会社の実体等に関する事実関係は、前記争いのない事実等に《証拠略》を併せると、以下のとおり認められる。

ア 企業向け地震保険は、政府による再保険制度が存在せず、大規模な地震が発生した場合には巨額の保険金の支払により経営の健全性が損なわれるおそれがあったことなどから、被控訴人を含む日本の損害保険会社は、企業向け地震保険の引受けを躊躇していた。しかし、平成七年一月に発生した兵庫県南部地震を契機に、企業が地震というリスク管理に関心をもつようになったことから、被控訴人は、一方で、地震というリスクについて、≪略≫以下(ア)、(イ)のようなスキームを構築した(以下「本件スキーム」という。)。もっとも、地震保険の場合の保険リスクは、通常の損害保険より大きいので、その分保険料が割高になる。

- (ア) ≪略≫
- (イ) ≪略≫
- a ≪略≫
- b ≪略≫
- c ≪略≫
- d ≪略≫

なお、本件スキームの概要を図示すると、下記のとおりである。

≪略≫

イ 被控訴人がアイルランド子会社に本件ELC再保険料を支払い、アイルランド子会社が≪略≫に本件ファイナイト再保険料を支払い、契約期間中無事故の場合には、≪略≫がアイルランド子会社にEAB繰入額とEAB加算額の累積額を支払い、これをアイルランド子会社で留保すれば同国の法人税(本件ファイナイト再保険契約開始当時で二六%[日本企業に適用される特別税率。ただし、適用に際して当局の認可取得が必要。])の課税を受けるにとどまるのであって、被控訴人が支払った本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が日本の法人税等(本件ファイナイト再保険契約開始当時で約四六%)の課税を受けることなく、日本より税率の低いアイルランドで留保されている状態になる。そして、被控訴人は、本件ファイナイト再保険契約が終了し、≪略≫からアイルランド子会社に金員が支払われる場合には、被控訴人がアイルランド子会社に法定の異常危険準備金ではないいわゆる「第二の異常危険準備金」としての機能を有する金員を留保でき、また、アイルランド子会社には日本の租税特別措置法六六条の六第一項のいわゆるタックスへイブン対策税制が適用されないため、日本で上記金員を留保するよりも税務上のメリットがあることを認識していた。

ウ なお、アイルランド子会社は、平成八年一二月に設立されて以降、被控訴人及び被控訴人の子会社であった香港のウーフン社(同社は、昭和六一年から被控訴人の海外保有拠点と位置付けられ、グループ内の再保険の引受け・保有を行ってきた。平成五年以降、タックスへイブン税制上合算課税されることとなったため、税務上のメリットを享受できていなかった。さらに、香港の中国返還に伴い運営の自由度が失われつつあった。)がグループ内会社から引き受けていた再保険契約を順次引受け、《略》時点では、《略》の再保険契約を引き受けて《略》(日本円で《略》)の当期利益を上げている。

上記の認定に関して、控訴人は、被控訴人の社内文書である甲第二三号証の「≪略≫」との記載の「当社」を 被控訴人単体を意味すると主張するが、そこでいう「当社」とは、被控訴人単体を指すのではなく、被控訴人グ ループすなわち「当社グループ」を指すことはその文意・文脈から明らかである。

以上の認定によれば、次のことが認められる。すなわち、被控訴人とアイルランド子会社との間の本件ELC再保険契約は、企業向け地震保険を引き受けるに当たり、被控訴人単体でリスク引受けができる部分以外の保険リスクを、再保険等によって移転するための方法の一つとして選択されたものである。そして、本件ELC再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が対象とする上記の損害額《略》から《略》までの部分は、かなり大規模な地震による損害を填補するものではある。しかしながら、大規模な地震は、《略》程度の複数年度であれば、ある程度の発生確率を予測できることから、割高になっても適切な保険料を定めることによって損害額《略》以下の部分に次いで収益が期待できる部分であるので、被控訴人単体ではリスクを引き受けられないことから再保険に出再するものの、できるだけ収益を確保するために受再者を被控訴人グループとして保険料を被控訴人グループ内に留保する。他方で、保険事故が発生した場合にも、受再者の被控訴人グループが、巨額の保険金支払費用の計上によって収支を著しく悪化させることを避けるため、その被控訴人グループが、企業会計ないし税務上、保険として認められている国において更にファイナイト型の再保険契約を締結することで、保険

事故が発生した場合の同再保険契約の受再者からの保険金支払によって被控訴人グループの収支の悪化を防ぐ。と同時に、できる限り被控訴人グループから外部へ再保険料が流出しないようにすることを企図して、被控訴人が、ファイナイト型の再保険契約が保険として認められているアイルランドにおいて設立した被控訴人の一〇〇%子会社であるアイルランド子会社との間で本件ELC再保険契約を締結し、更にアイルランド子会社が≪略≫との間で本件ファイナイト再保険契約を締結する。これらは、損害保険会社である被控訴人が、保険事故が生じた場合にグループ会社を含めて単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、収益を最大限に確保することを目的として、しかも税金の負担軽減をも考慮して採用したスキームである。

(4) 控訴人の本訴における主張の骨子

控訴人は、本訴において、〈1〉本件ファイナイト再保険契約が利益の平準化、第二の異常危険準備金制度の創設、租税回避を目的とするものであって、本件ファイナイト再保険料のうちのEAB繰入額相当部分(ファンド部分)が本来の再保険料部分と明確に区分されているのに、両部分を複合させた一つの契約であるとの法形式を用いたにすぎないから、EAB繰入額相当部分が預け金であると主張し、次に、〈2〉本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約が相互に密接に関連した不可分一体のものとして、被控訴人の租税回避を目的として行われたものであり、それは、被控訴人が《略》との間で上記EAB繰入額相当部分(ファンド部分)の運用方法等を直接交渉し、結果報告をさせるなどアイルランド子会社は、被控訴人が直接に本件ファイナイト再保険契約を締結せずにメリットを享受するための「受け皿」又は「導管」にほかならないとか、本件ELC再保険料は、本件ファイナイト再保険料として使用し、かつ、そのEAB繰入額相当部分をファンドとして積み立てるという使途を定めて支払われたいわば被控訴人の「紐付き」の金員であるとか、本件ファイナイト再保険料のうちEAB繰入額相当部分の金員をアイルランド子会社にファンドとして積み立てさせ、このファンド部分を被控訴人が選択する適宜の時期に適宜の金額で被控訴人に返還する旨の本件返還合意があるとか、EAB繰入額に相当する金額の大部分が現実に《略》から被控訴人に還流したことから明らかであると主張する。もっとも、アイルランド子会社について、一方では、ダミーカンパニーとか親会社の一セクション(キャプティブ保険子会社)とかとも主張するが、他方では、その法人格を否認するものではないと主張する。

そこで、まず、控訴人の $\langle 1 \rangle$ の主張、次に、 $\langle 2 \rangle$ の主張の順序で判断するが、その前に租税回避行為の否認と 準拠法について検討する。

(5) 租税回避行為の否認と準拠法について

租税法は、経済活動(経済現象)を課税の対象としているところ、経済活動は、第一次的には私法によって規律されているものであるから、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためにも、課税は、私法上の法律関係に即して行われるべきである。すなわち、法人税の課税物件である所得が国際取引(契約)によって生み出される場合でも、その課税は、それが私法上の法律関係としてどのような内容で成立し、いかなる効力を生じているかに即して行われるべきである。すると、準拠法の問題が生じる。そして、本件では、本件ELC再保険契約の内容及び効力については、日本法を準拠法とする指定がされ、また本件ファイナイト再保険契約の内容と効力については、イングランド法(英国法)を準拠法とする指定がされているから、前者は日本の私法によるが、本件ファイナイト契約の法律関係は指定されたイングランド法(英国法)によって検討すべきとも考えられる。しかし、契約に関する準拠法は、当事者の指定により決定されるが(法の適用に関する通則法七条)、本件のような租税回避行為の有無が争点となる事案においては、適用する法律を当事者の自由な選択によって決定させるならば、当事者間の合意によって日本の課税権を制限することが可能となり、著しく課税の公平の原則に反するという看過し難い事態が生ずることになるから、同法四二条の適用によって、外国法の適用を排除し、国内公序である日本の私法を適用すべきである。すると、本件ファイナイト再保険契約に関する法人税の課税は、日本の私法によって法的性質を決定された上で課税物件の有無が判断されることになる。

次に、課税は、私法上の法律関係に即して行われるべきことになるが、私的自治の原則からすれば、いかなる法形式(契約類型)を用いるかは当事者の自由であり、一般に経済活動は税負担の多寡をコストの一つとして考慮して行われるのが通例であることに照らせば、当該契約が税負担の軽い法形式(契約類型)で締結されたとの一事をもってそれを否認して、当事者が選択した法形式(契約類型)をそれと異なる法形式(契約類型)に引き直して課税することは許されない。しかしながら、法形式(契約類型)を濫用して、課税の公平の原則に反する場合、所得税法一五七条、法人税法一三二条、相続税法六四条のような具体的否認規定がないからといって、租税回避行為として否認することが一切許されないというわけではない。租税回避を目的として、当事者の選択した契約が不存在と認定される場合又は当事者の真の効果意思が欠缺し若しくは虚偽表示により契約が無効と認定される場合には、当事者の選択した契約類型を租税回避行為として否認することが許されるというべきである。また、本件に即していうならば、本件ファイナイト再保険契約中のEAB繰入額に関する取決めが租税回避を目的としたものであって、真の意図が外形(法形式)と異なると認められるならば、当事者の真に意図した法形式に基づき課税を行うことが許されるというべきである。

(6) 本件ファイナイト再保険契約におけるEAB繰入額相当部分が預け金であるか(控訴人の〈1〉の主張)に

ついて

ア 争いのない事実等と前提事実によれば、本件ファイナイト再保険契約は、≪略≫への保険リスクの移転が限定されたものすなわち複数年契約によるリスクの時間的分散であり、大数の法則に基づくリスクの分散ができず、複数年契約期間中の損害実績に基づく保険料の事後調整が予定され、普通の再保険に比し割高な再保険料を要するものである。しかし、これらの事実から直ちに本件ファイナイト再保険契約が暴利行為等の公序良俗(民法九○条)に違反して無効と断ずることはできない。また、契約当事者の真の効果意思が保険契約の締結ではないから無効であると認めることもできない。

イ 確かに、《略》付けの「《略》」(甲一四)一枚目には、「《略》」との表題の下に、《略》が記載されている。そして、《略》記載されている。また、同枚目には、「《略》」との表題の下に、「《略》」として、「《略》」と、「《略》」として、「《略》」として、「《略》」と記載されている。次いで、《略》付けの「《略》」(甲一六)二枚目には、上記《略》と同様に、《略》が記載されている。また、《略》の説明には、「《略》」と記載されているほか、「《略》」、「《略》」と記載されている。

しかし、甲第一四号証及び第一六号証の「利益の平準化」との記載は、租税回避のための恣意的な利益計算の操作とは異なり、保険会社にとっての被控訴人グループ全体の決算利益の安定化・平準化の意味である。ところで、このような意味での「利益の平準化」は、企業向けの地震保険(これを引き受けた場合、大規模地震[単年度では発生確率の予測は困難である。]が発生する事態になれば、巨額の保険金の支払により保険会社の経営の健全性が著しく害されるおそれがあり、従前、日本の損害保険会社では限定的にしかこれを引き受けていなかった。)の引受けに積極的に取り組もうとする被控訴人の経営政策又は財務政策として許される。そうすると、そうした意味での「利益の平準化」を目的とすることをもって、真の目的が租税回避にあると断ずることはできない。

また、甲第一四号証及び第一六号証の「第二の異常危険準備金」との記載は、アイルランド子会社の本件ファ イナイト再保険契約の締結は、ファイナイト型の再保険契約が、日本では会計処理ないし税務上保険として扱わ れるかどうかが不明確であったが、アイルランドでは保険として扱われていたことから、保険事故発生の際にファ イナイト型の再保険契約に基づいてアイルランド子会社が受領する保険金を収益として扱うことができ、アイルラ ンド子会社の単年度決算収支及び被控訴人グループの単年度連結決算収支を著しく悪化させることを避けると いう結果をもたらし、そうした意味で、事実上異常危険準備金として機能するという意味で記載されたものである。 もとより、保険業法一一六条、保険業法施行規則(以下「施行規則」という。)七〇条一項二号に基づき異常災害 に備えて積み立てることを義務付けられている責任準備金(法定の異常危険準備金)は、これを当期未処分利 益から利益処分によって積み立てる場合には、商法上株主総会による決議を経る必要があり(平成一七年法律 第八七号による改正前の商法二八三条一項、二八一条一項四号)、積立額が法定され(施行規則七○条一項 二号)、積立金を損金算入できる金額も限定されている(租税特別措置法五七条の五)などの制約があり、また、 取崩しについても異常災害損失が現実に生じた場合に限定されているので、被控訴人が、そうした厳しい制約 がない自由な「第二の異常危険準備金」をアイルランド子会社において留保し、異常災害発生時等に生じ得る 被控訴人及び被控訴人グループの資金需要に応じて機動的な対応をすることを企図したとしても、それを租税 回避の目的であると断ずることはできない。そして、アイルランド子会社には、日本の租税特別措置法六六条の 六第一項のいわゆるタックスへイブン対策税制が適用されないため、被控訴人グループにとっては、日本でこれ を保留するよりも税務上のメリットがあるとしても、それは結果論にすぎない。

さらに、甲第一四号証及び第一六号証の「節税」の記載は、文意・文脈から、結果として保険事故たる地震が発生せず、本件ファイナイト再保険料の事後調整の結果として支払われるプロフィット・コミッションについて、これを受領する法人の法域での税率が日本よりも低い場合、当該外国に支払う税額が日本で支払う税額よりも低いという意味であること、同号各証では、顧客のニーズに対応した企業向け地震保険を新たに引き受けるに当たり、ほかの複数の目的とともに節税効果を考慮し検討しているにすぎないこと、経済活動では、税負担の多寡をコストの一つとして考慮して行われるのが通例であること、保険市場の自由化を受けて平成八年末に日本に事務所を開設することを予定していた英国のロイズ保険組合が日本において企業向け地震保険の引受けを行うと報じられ競業関係に立つと考えられたことから少しでも多くの収益を確保したいと考えるのも経営判断としても無理からぬところがあることなどを併せ考えれば、「節税」を考慮したからといって、それが直ちに租税回避の目的であると断ずることはできない。

以上は、「利益の平準化」、「第二の異常危険準備金」及び「節税」の記載を個別的にみたものであるが、それを全体的にみてもその判断を左右するものではない。

ウ 次に、被控訴人が作成した文書においては、「≪略≫」、「≪略≫」(甲一四の一枚目)、「≪略≫」(甲二二)、「≪略≫」(「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」、「≪略≫」(乙四七)などと「ファンド」という用語が多用されている。

しかし、これら文書を全体的に考察すれば、甲第一四号証の一枚目の「当社のファンド」という記載は、被控訴

人がELC型の再保険料を子会社に対して支払い、保険事故が発生した場合に、将来の巨大災害に係る保険金支払のための準備金として機能させる意図があることを示す意味であること、その余のものは、保険事故が発生しなかったと仮定した場合に、《略》からアイルランド子会社に支払われるであろう計算上の金額の意味であることから、それをもってアイルランド子会社の本件ファイナイト再保険料のEAB繰入額相当部分が預け金となると断ずることはできない。そして、このような意味であることは、本件ファイナイト再保険料が控訴人主張の「ファンド」部分とそれ以外の部分とに区別されていないことからみても自然なことである。

次に、控訴人は、アイルランド子会社は、本件ファイナイト再保険料のうちEAB繰入額相当部分(事後調整部分)について、保険事故が発生すれば保険金として、保険事故が発生しなければプロフィット・コミッションとして支払を受けることになるから預け金であると主張する。これは、本件ファイナイト再保険料をEAB繰入額相当部分(事後調整部分)を定める取決めとそれ以外の部分を定める契約との峻別を前提にするものと解せられるが、そもそも本件ファイナイト再保険料に、控訴人が主張するようなEAB繰入額相当部分とその余の部分との区分があるとは認められず、本件ファイナイト再保険料は保険事故が生じた場合、常に全額が保険リスクを負担する部分とされ、返還されない場合があること、仮にEAB繰入額相当部分(事後調整部分)とそれ以外とを峻別して再保険料を別個独立にして計算するならば、本件ファイナイト再保険料とは異なる金額となることなどに照らすと、EAB繰入額相当部分(事後調整部分)を預け金と断ずることはできないのである。

エ 以上の説示に関しては、法人税基本通達九一三一九との抵触問題が生ずるので、以下検討する(もとより、 法人税基本通達は、法規の性質をもつものではないが、解釈基準として重要な意義を有するので検討する。)。 法人税基本通達九―三―九は、「長期の損害保険契約に係る支払保険料」との見出しの下に「法人が、保険期 間が三年以上で、かつ、当該保険期間満了後に満期返戻金を支払う旨の定めのある損害保険契約(これに類 する共済に係る契約を含む。……)について保険料(共済掛金を含む。)を支払った場合には、その支払った保 険料の額のうち、積立保険料に相当する部分の金額は保険期間の満了又は保険契約の解除若しくは失効の 時までは資産に計上するものとし、その他の部分の金額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。」と定め、 損害保険契約の保険料のうち積立保険料部分を資産として計上し、その他の部分を損金の額に算入するものと されている。ところで、法人税基本通達九一三一九には、(注)として「支払った保険料の額のうち、積立保険料 に相当する部分の金額とその他の部分の金額との区分は、保険料払込案内書、保険証券添付書類等により区 分されているところによる。」との記載がある。これは、積立保険料とその他の部分(危険保険料及び付加保険料) とで異なる会計処理がされることを想定しているのであり、積立保険料は、保険金の支払原資に充てられず、専 ら満期返戻金の支払原資に充てられることから、資産計上され、その他の部分(危険保険料及び付加保険料) は、たとえ保険契約期間中に保険事故が生じず、その一部が返戻される場合であっても、保険金との対応関係 が認められるから、損金の額に算入されているのである。結局、同通達にいう「積立保険料」は、「危険保険料」 及び「付加保険料」とは異なり、保険金支払の原資には一切充てられず、専ら満期返戻金の支払原資とされるも のにすぎない。そこで、積立保険料を支払う法人契約者側は、上記通達に従い、積立保険料を資産計上する 一方、保険料のうち積立保険料以外の部分を保険契約期間中に保険事故が生じず、その一部が返戻されるこ とがあっても、保険料自体には保険金との対応関係が認められるため、損金の額に算入するのである。しかるに、 本件ファイナイト再保険料は、危険保険料及び付加保険料とからのみなり、結果として保険事故である地震が生 じなかった場合には、保険契約者にプロフィット・コミッションの支払という形で再保険料の一部が返戻されること になるという事後調整部分が含まれてはいるものの、およそ保険金の支払原資に充当されることのない積立保 険料を含んでいないのである。 結局、事後調整部分は積立保険料とは異なるのである。この異同は、本件ファイ ナイト再保険契約において、契約の終了の効力が発生した時にEABの値が負(マイナス)の場合に、出再者が 満期返戻金と異なり金員を受け取ることはできないことに端的に表れている。したがって、法人税基本通達九― 三一九は、本件には事案を異にし適切ではない。

オ 前記認定の本件ファイナイト再保険契約のスキームに経済的な不合理性がうかがわれないことと上記検討の結果(租税回避の目的が認定できず、また、本件ファイナイト再保険料は保険事故が生じた場合、常に全額が保険リスクを負担する部分とされ、返還されない場合があることなど)によれば、本件ファイナイト再保険契約におけるEAB繰入額相当部分を預け金であると認めることはできない。

(7) 本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約が相互に密接に関連した不可分一体のものといえるか(控訴人の $\langle 2 \rangle$ の主張)について

ア この点に関する控訴人の主張は難解であるが、控訴人の〈1〉の主張とも関連するので、念のため検討する。

確かに、被控訴人の内部資料である≪略≫付けの「≪略≫」(乙一五)によれば、一枚目の「1.」には、「≪略≫」と記載され、「2.」には、≪略≫が記載され、その説明として、「≪略≫」と記載され、≪略≫が認められる。 イ しかし、アイルランド子会社は、親会社である被控訴人の一○○%子会社であっても、被控訴人とは飽くまで別法人であるから、その別法人であるアイルランド子会社が契約当事者となっている本件ファイナイト再保険

契約の出再者としての地位が被控訴人の地位と一体となることは、上記認定の事情があっても直ちに認められ ないこと、その地位の一体を認めることは、被控訴人が自ら欲する収益を獲得するためにその収益獲得を阻害 しないように慎重に検討した上で決定した本件スキームの真の意図に明らかに反すること、乙第一五号証作成 時点では、再保険子会社がファイナイト型の再保険の当事者となることは、被控訴人の火災新種業務部におい て検討済みであり、その再保険子会社として海外業務部が独自にアイルランドに設立を検討していた当時の名 称が Tokio Marine(Ireland)Ltd.を使用させるという趣旨すなわち社内的な「受け皿」という意味で「受け皿」と表 現したにすぎないことから、「受け皿」という用語に殊更特別の意味を持たせることはできないこと、アイルランド 子会社は、平成八年一二月に設立されて以降、被控訴人及び被控訴人の子会社であった香港のウーフン社が グループ内会社から引き受けていた再保険契約を順次引き受け、平成一〇年度末時点では相応の当期利益 を上げていたこと、被控訴人が契約当事者となっていないものの、本件ファイナイト再保険契約を企業向け地震 保険の引受けを可能にするための保険リスクの分散・移転という経営政策にとって重要な意義を有する本件スキ ームの一部に位置付けて、≪略≫と直接交渉することは、完全親会社である以上、そこに特段の不審がうかが われないこと、また、一〇〇%子会社であるアイルランド子会社の増資に関して被控訴人の経営会議及び取締 役会で検討・決定されたからといって、そのことは出資者として被控訴人の社内規則に従い実施された当然の 事柄であること、被控訴人とアイルランド子会社との間で、控訴人主張の本件返還合意が明示的にされたことを 認めるに足りる証拠はないこと、アイルランド子会社が、被控訴人から受け取った本件ELC再保険料を本件ファ イナイト再保険料として支払うことを法的に義務付けられている証拠はないことから、控訴人主張に係る被控訴 人の「紐付き」の金員であると認めることができないこと、被控訴人は、アイルランド子会社の完全親会社である が、アイルランドの会社法が許容する手続に基づき、同法が許容する限度で配当として支払を受領することがで きるにすぎないこと、アイルランド子会社は、被控訴人以外からも多数の再保険を引き受けているから、これらの 再保険によって損失を被れば、配当可能利益がEAB繰入額相当部分を下回り、場合によっては配当可能利益 が零となることも考えられること、同じくアイルランド子会社が被控訴人から独立した法人格をもち、被控訴人以 外からの再保険の引受けも行っており、被控訴人とは独立した事業を行っているのでペーパーカンパニーある いは親会社の一セクションなどと認めることができないこと(キャプティブは保険会社以外の親組織により所有・ 管理されている保険会社で保険会社の子会社は除外されている。)、アイルランド子会社から被控訴人へ配当 が行われた時点におけるEAB繰入額に相当する金額は、処分行政庁の認定によれば≪略≫であるが(甲二の 五・六枚目上半分の表の「合計」欄参照)、被控訴人が受領した配当額は、≪略≫(当時の換算レートで≪略≫ 強)にすぎず(甲四一・アイルランド子会社の二〇〇一[平成一三]年の年次報告書一三頁右の下から二行目の 「Dividend Proposed[配当予定額]」)、被控訴人は、EAB繰入額に相当する額の七割弱の配当を受けているに すぎないから、控訴人主張に係るEAB繰入額に相当する金額の大部分が現実に≪略≫から被控訴人に還流 したと認められないこと、平成一四年七月に本件ファイナイト再保険契約が終了した後も本件ELC再保険契約 は存続し、平成一五年四月以降は、別の形の再保険で≪略≫に対してアイルランド子会社から出再が行われ ていること、本件ファイナイト再保険契約の「前提となる再保険取引」条項は、文言どおり、保険の対象の特定の 意味であって、アイルランド子会社の本件ELC再保険契約に基づく再保険金を填補するものであること(本件E LC再保険契約の再々保険であること)を示すにすぎないこと、特定の再々保険に係る排除条項は、受再者がそ の引き受けたリスクの再出再を自由に行うことができることになれば、出再者から受再者に提供された元受保険 契約(又は受再保険契約)に係る情報が受再者から他の再保険会社に提供され、出再者の顧客ポートフォリア やアンダーライティング・ノウハウ等の営業上の機密情報が流出することになるため、これを防止することにあっ たこと、アイルランド子会社の解約権の制約は本件ELC再保険契約と同様に締結されたアイルランド子会社以 外の受再者においても同様の解約権の制約がされていることを併せ考えると、本件ELC再保険契約は、被控 訴人を出再者、アイルランド子会社を受再者とする契約であり、また、本件ファイナイト再保険契約は、アイルラ ンド子会社を出再者、≪略≫を受再者とする契約であって、それぞれの契約の当事者となっている法人が、そ れぞれの設立国の法令に従って有効に設立された法人であるから、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再 保険契約は、法形式上も実質的にもそれぞれ別個の法人格を有する当事者間における別個の内容を有する契 約であって、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約が不可分一体であると認めることはできないの である(法人格が別個に存在する当事者間の二個の契約を日本の法律の構成をもってして一個の契約と認定 することは、法人格を否認するなり、ペーパーカンパニーあるいは親会社の一セクションなどとしない限り困難で あるが、本件において、控訴人は法人格否認の主張をしないし、上記説示のとおり、アイルランド子会社がペー パーカンパニーあるいは親会社の一セクションとは認められないから、結局、控訴人の〈2〉の主張は認められな いのである。)。

(8) 小括

以上によれば、本件ファイナイト再保険契約のEAB繰入額相当部分を租税回避を目的としたものであって、真の意図が再保険料とする外形と異なり預け金であると認めることはできず、また、本件ELC再保険契約と本件

ファイナイト再保険契約が不可分一体であるとも認めることもできないのであるから、本件ELC再保険契約に基づきアイルランド子会社に支払った掛捨ての再保険料は、個別的対応関係はないものの、当該事業年度の保険事故の発生に伴い受け取るべき保険金という収益獲得のために費消された財貨として法人税法二二条三項柱書にいう「損金」に算入される「費用」(同項二号)に該当する。

二 争点(2)(重加算税賦課決定の適否)について

各事業年度の重加算税賦課決定は、被控訴人が本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が支払 再保険料であるかのように装って損金の額に算入し、また、EAB加算額相当額を運用収益に計上せずに確定 申告をしたことが国税通則法六八条一項所定の「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとしてされたものである。

しかしながら、争点(1)についての判断のとおり、EAB繰入額相当部分は支払再保険料であって損金の額に 算入し、EAB加算額相当額は被控訴人の益金としないでした確定申告が、法人税法の規定に従っていないも のでなく、過少申告でない以上、その余の点を判断するまでもなく、上記各事業年度の重加算税賦課決定は違 法となる。

三 争点(3)(過少申告加算税賦課決定の適否)について

平成一一年三月期についての過少申告加算税賦課決定は、平成一五年五月二七日付で行われており、旧国税通則法七〇条一項二号所定の除斥期間を経過した後に行われたこと、すなわち、上記事業年度の確定申告書の提出期限から三年を経過した後に行われたものであることは明らかである。そして、本件では、争点(1)についての判断のとおり、被控訴人が本件ELC再保険料を全額損金の額に算入したこと及びEAB加算額相当額を益金に計上しないで確定申告したことが法人税法二二条二項ないし四項に従っていないものでない以上、被控訴人が同事業年度の確定申告書を提出したことについて「偽りその他不正の行為」(旧国税通則法七〇条五項)があったとは認められないから、同項所定の七年の除斥期間が適用される場合に当たらない。

そうすると、上記過少申告加算税賦課決定は、三年の除斥期間が経過した後にされたものであるから、違法である。

なお、控訴人は、過少申告加算税賦課決定は、旧国税通則法七〇条四項二号にいう「課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税」に係る賦課決定であるから、同処分の除斥期間は、その納税義務の成立の日から五年(同条四項)であり、過少申告加算税の納税義務が成立するのは、法定申告期限の経過の時である(同法一五条二項一三号)から、平成一一年三月期の法人税に係る過少申告加算税賦課決定は、同事業年度の確定申告書の提出期限から五年を経過しない日までこれを行うことができるとし、平成一五年五月二七日付けで行われた平成一一年三月期の法人税に係る過少申告加算税賦課決定は、除斥期間を経過した後に行われたものではない旨主張する。

しかしながら、上記説示のとおり、平成一五年五月二七日付けで行われた平成一一年三月期の法人税の更正については、同事業年度の確定申告書の提出期限から三年を超えているところ、除斥期間を七年とするとするための「偽りその他不正の行為」の要件が否定されるから、同更正は、旧国税通則法七○条一項一号に基づく除斥期間三年を経過した後にされた違法なものとなる。したがって、その更正に附帯する過少申告加算税賦課決定は、その前提となる更正が除斥期間経過によりできない以上、同様にできなくなると解するのが相当である。旧国税通則法七○条四項二号の適用があるとする控訴人の上記主張は、本件事案においては適切ではないから失当である。

四 各事業年度の各処分の適否について

(1) 平成一〇年三月期

平成一〇年三月期についての更正は、本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、 EAB加算額相当額が被控訴人の益金に該当することを理由としてされたものであるから違法である。

また、平成一○年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定は全部違法である。

したがって、上記更正のうち、所得金額一一五四億八〇三六万一三五八円、法人税額三六三億一五二三万二三〇〇円(原判決別表「本件各処分に関する経緯」の平成一〇年三月期「更正処分等三」による「所得金額」欄、「納付すべき税額」欄の各金額)を超える部分は違法であり、上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定は全部違法である。

(2) 平成一一年三月期

平成一一年三月期についての更正は、〈1〉本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、EAB加算額相当額が被控訴人の益金に該当すること、〈2〉航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることを理由にされたものであり、上記〈1〉を理由としてされた部分の更正は違法である。また、上記〈2〉を理由としてされた部分の更正も、前記三に説示のとおり、三年の除斥期間を経過して行われたものであり、七年の除斥期間が適用されるべき場合であるとはいえないから、上記〈2〉を理由としてされた部分の更正も違法である。

また、平成一一年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定及び過少申告加算税賦課決定もいずれも全部

違法である。

したがって、上記更正のうち、所得金額一四七〇億一五〇九万七一二八円、法人税額四二七億七五四三万三九〇〇円(原判決別表「本件各処分に関する経緯」の平成一一年三月期「更正処分等三」による「所得金額」欄、「納付すべき税額」欄の各金額)を超える部分が違法である。また、上記事業年度の法人税に係る過少申告加算税及び重加算税賦課決定はいずれも全部違法である。

(3) 平成一二年三月期

平成一二年三月期についての更正のうち、本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、EAB加算額相当額が被控訴人の益金に該当することを理由としてされた部分の更正は違法である。

したがって、上記更正は、欠損金額八五億五三六六万四六七二円、翌期に繰り越すべき欠損金額八五億五三六六万四六七二円を超える部分が違法である(別紙「当裁判所の認定」のとおり)。

(4) 平成一三年三月期

平成一三年三月期についての更正のうち、本件ELC再保険料のうちのEAB繰入額相当部分が損金に該当せず、EAB加算額相当額が被控訴人の益金に該当することを理由にされた部分の更正は違法である。

また、平成一三年三月期の法人税に係る重加算税賦課決定は全部違法である。

したがって、上記更正のうち、所得金額二五七億〇四〇〇万八〇八二円及び納付すべき税額五億七八八七万四八〇〇円を超える部分は違法であり、上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定は全部違法である(別紙「当裁判所の認定」のとおり)。

第四 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。 第24民事部

(裁判長裁判官 都築弘 裁判官 北澤章功 裁判官 比佐和枝) 別紙 更正の理由(要旨)

被控訴人は、本件ELC再保険契約に係る再保険料として支出した金員のうち本件ファイナイト再保険契約に係るファンド部分の金額は、下記(2)の理由から、被控訴人の預託金と認められる。また、被控訴人は、当該金員の支出がファンドを生成するための金銭の預託であり、損金の額に算入することが認められないこととなることが明らかであるにもかかわらず、これを損金の額に算入することにより、利益の平準化及び第二の異常危険準備金制度の創設を図るため、本件ファイナイト再保険契約の仕組みを奇貨として、下記(1)の契約形態とすることを計画し実行することにより、ファンドの生成に相当する金員を再保険料として支出して損金の額に算入したものと認められる。

記

(1) 契約の形態

被控訴人は、被控訴人の一○○%子会社であるアイルランド子会社との間においては、本件ELC再保険契約を締結し、一方でアイルランド子会社と≪略≫との間においては、本件ファイナイト再保険契約を締結している(本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約を併せて「本件一連の取引」という。)。

(2) 本件ELC再保険料が被控訴人の預託金と認められる理由等

本件一連の取引に係る契約書及び被控訴人の内部資料等によれば、次の事実が認められ、本件ファイナイト再保険契約のファンド部分は、本来の再保険部分とは明確に区分されており、被控訴人の預託金であると認められる。

イ 本件一連の取引は、被控訴人にとって、地震災害に係るリスクを移転する必要がない部分について、利益の平準化及び第二の異常準備金制度の創設を主な目的として計画されたものであること。

ロ 本件一連の取引における≪略≫との交渉は、すべて被控訴人が行っていること。

ハ 被控訴人が直接≪略≫との間で本件ファイナイト再保険契約を締結した場合には、本件ファイナイト再保 険契約のファンド部分に係る保険料として支出する金員について、税務上、損金の額に算入されない可能性が あるとし、これを回避するため、ファンド部分があっても、ある程度の保険部分を組み合わせた本件ファイナイト 再保険契約を締結することによって損金の額に算入することが認められると見込まれるアイルランド子会社を介 在させたものであること。

ニ 本件ファイナイト再保険契約は、当事者の取決めにより、ファンド部分とリスクの移転を伴う本来の再保険部分という全く異なる取引を自由に複合させて一の契約とすることができるものであること。

ホ 本件ファイナイト契約のファンド部分は、≪略≫のEAB勘定に繰り入れられ本来の再保険部分と明確に区分され、その運用益はファンド部分(≪略≫のEAB勘定)に組み込むこととされていること。

へ 本件ファイナイト再保険契約のファンド部分の運用方法について、被控訴人と≪略≫との間で協議して決定することとされており、また、運用結果及び残高が四半期ごとに≪略≫から被控訴人に報告されていること。

ト 本件ELC再保険契約においては、本件ファイナイト再保険契約のファンド部分を含めた地震災害に係るリ

スクをアイルランド子会社に移転することとなっているが、本件ファイナイト再保険契約においては、ファンド部分について当該リスクは移転されず、そのままアイルランド子会社において当該リスクの負担能力がないことから、アイルランド子会社と《略》との間で本件ファイナイト再保険契約が締結されたものとするために、被控訴人は、本件ELC再保険契約を一年ごとに解約できるものであるのにもかかわらず、「《略》」旨のサイドレターを《略》へ出状していること。また、被控訴人は、アイルランド子会社に対して五○億円の増資をしていること。別紙 当裁判所の認定

一 平成一二年三月期

更正について

ア 欠損金額 八五億五三六六万四六七二円

上記金額は、次の(ア)の欠損金額に(イ)の所得金額を加算したものである。

(ア) 処分行政庁が平成一三年六月二七日付けでした被控訴人の平成一二年三月期の法人税に係る更正(以下「平成一二年三月期更正処分三」という。)における欠損金額 八五億七九九四万四九九四円

上記金額は、平成一二年三月期更正処分三における平成一二年三月期の法人税に係る欠損金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 二六二八万〇三二二円

上記金額は、次のaないしdの各金額の合計額である。

a 雑収入計上漏れ額 二三八五万八六八二円

上記金額は、≪略≫を Holding Company とする航空プール保険における被控訴人の持分の預け金に付された運用収益の合計金額二四○七万一○七○円から、為替換算損の合計金額二一万二三八八円を控除した金額である。

b 交際費等の損金不算入額 二一四万六九一五円

上記金額は、被控訴人が会議費として経理処理していた金額のうち、取引先との飲食費として費消した二一四万六九一五円を支出交際費等の額に含めて交際費等の損金不算入額(租税特別措置法六一条の四。以下同じ)。を再計算したことにより増加した交際費等の損金不算入とすべき額である。

c 雜損失過大計上額 二七万三九四五円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

d 繰延消費税額等の損金算入限度超過額 七八〇円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

イ 翌期へ繰り越す欠損金額 八五億五三六六万四六七二円

上記金額は、翌期以降の事業年度において損金の額に算入される欠損金額(法人税法五七条)である。

- 二 平成一三年三月期
- (1) 更正について

ア 所得金額 二五七億五七〇二万八四四八円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額である。

(ア) 処分行政庁が平成一四年五月二八日付けでした被控訴人の平成一三年三月期の法人税に係る更正(以下「平成一三年三月期更正処分四」という。)における所得金額 二五七億〇四〇〇万八〇八二円

上記金額は、平成一三年三月期更正処分四における平成一三年三月期の法人税に係る所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 五三○二万○三六六円

上記金額は、次のaないしfの各金額の合計額である。

a 雑収入計上漏れ額 二四五三万三三四一円

上記金額は、≪略≫を Holding Company とする航空プール保険における被控訴人の持分の預け金に付された運用収益の合計金額二一一三万六七七三円と、為替換算額の合計金額三三九万六五六八円を合計した金額である。

b 交際費等の損金不算入額 一九五万八七八五円

上記金額は、被控訴人が会議費として経理処理していた金額のうち、取引先との飲食費として費消した一九 五万八七八五円を支出交際費等の額に含めて交際費等の損金不算入額を再計算したことにより増加した交際 費等の損金不算入とすべき額である。

c 雜損失過大計上額 二四万五四一八円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

d 繰延消費税額等の損金算入限度超過額 九四〇円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

e 繰延消費税額等繰入限度超過額の損金算入過大額 一五六〇円

上記金額は、前期から繰り越された繰延消費税額等の繰入限度超過額を再計算したことにより減少した繰入 限度超過額の損金算入額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

f 繰越欠損金額の損金算入過大額 二六二八万〇三二二円

上記金額は、当期の損金の額に算入される前期から繰り越された欠損金額八五億五三六六万四六七二円 (前記一イ)と、平成一三年三月期の法人税の確定申告において既に損金の額に算入されている欠損金額八 五億七九九四万四九九四円との差額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

イ 所得金額に対する法人税額 七七億二七一○万八四○○円

上記金額は、前記アの所得金額(国税通則法一一八条一項の規定により一〇〇〇円未満の端数金額を切り捨てた金額)に法人税法六六条に規定する税率(三〇/一〇〇)を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額等 七一億四八二三万三五五八円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額であり、平成一三年三月期更正処分四における法人税額から控除される所得税額等の金額と同額である。

- (ア) 法人税法六八条に規定する法人税額から控除される所得税額の金額 五二億一五三七万四〇四七円
- (イ) 法人税法六九条に規定する法人税額から控除される外国税額の金額 一九億三二八五万九五一一円
 - エ 納付すべき税額 五億七八八七万四八〇〇円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた金額である。

(国税通則法一一九条一項の規定により一〇〇円未満の端数金額を切り捨てた額)

オ 平成一三年三月期更正処分四における納付すべき税額 五億六二九六万八八〇〇円

上記金額は、平成一三年三月期更正処分四における納付すべき税額である。

カ 差引納付すべき税額 一五九〇万六〇〇〇円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額である。

(2) 過少申告加算税について 一五九万〇〇〇〇円

上記(1)カの一五九〇万六〇〇〇円を国税通則法一一八条三項の規定により一万円未満の端数金額を切り捨て、同法六五条一項に規定する割合(一〇/一〇〇)を乗じて算出した金額である。